

10159  
江戶  
茶室  
下巻  
徳





384.9/Se154e

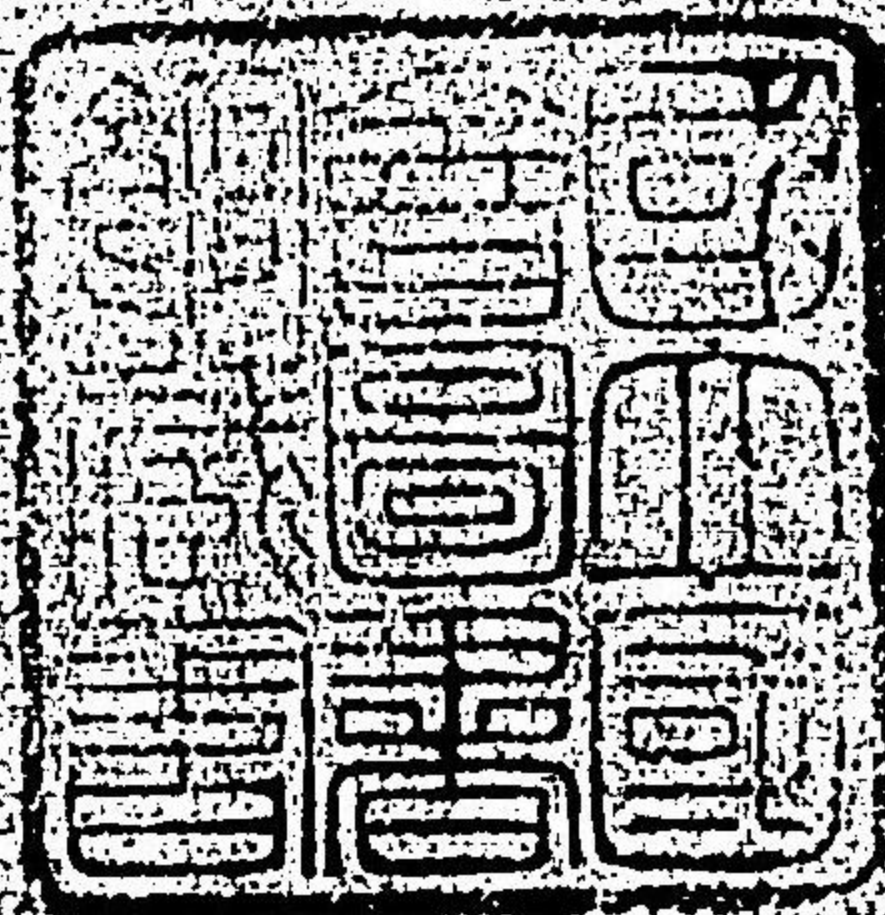
江戸花街沿革誌下巻目次

第四篇 見番及藝者

- 第一章 男藝者……………一
- 第二章 女藝者 附踊子、藝子……………七
- 第三章 見番所……………一三

第五篇 游女

- 第一章 身賣 附女街……………二二
- 第二章 日常の雑事……………三三
- 第三章 衣服住居……………四九
- 第四章 言語……………五八
- 第五章 外出及逃亡……………七〇
- 第六章 病死及情死……………七五
- 第七章 落籍年明、身請、身拔……………八三



野村文庫図書

337570



第八章 年中行事……………九〇

第六篇 游客

第一章 武士……………一二五

第二章 俠客 附土手節……………一一九

第三章 商賈……………一二八

江戸花街沿革誌下巻目次畢

江戸花街沿革誌下巻

關根金四郎編纂

第四篇 見番及藝者

第一章 男藝者

男藝者また太鼓持といふ織田信長の時京都に似我與左衛門といへる太鼓の名人ありしが其性疎暴にして稍もすれば弟子どもを責むるの癖ありしに獨り伊太夫といへる弟子は亂舞能に太鼓を持つ事に巧みありしより自から與左衛門に愛せられ出入どもに伴はれしかば朋輩ども之を嫉みて太鼓持と卑しみ呼びたり是よりして目の上に陥らふ者を太鼓持といひ慣はしけるとゞ後世に至り好事の輩其意義を漢譯して解問或は索頤の文字を用ゐタイコモチと訓したり



吉原に於て幫間の起りし事甚た古るし廊六法に曰く「太鼓直之が黒の羽折に立て四つ目の紋付たるを着て土手節うたふてうはてさせ揚屋の差紙いくつも持云々」又「親仁にもらふた紋付を人に知らせてうつばじる云々」廊の文拾にも「太鼓持直之は庄司の紋をおのれの紋とす云々」紋所までおわしに似たりとありされば元吉原にて寛永の頃すでに幫間あり彼の直之は其頃最も名高き者なるべし萬治に至り沓の二郎左衛門といへる者有名なる幫間なりし事洞房語園に見えたり元祿に至り髯の無休二朱判吉兵衛坊主小兵衛などの幫間ありて共に紀伊國屋文左衛門が寵を得たり吉兵衛と小兵衛は俳優にして傍ら幫間を營みしならむ山東京傳が説に大盡舞の歌は此吉兵衛が作なりとあれどそは信し難かりこの謠に「小兵衛の坊さまの長羽織」とあるは坊主小兵衛が事なり小兵衛は道化形にして頭の毛甚た少なく糸髪に結ひ上げしさま兀頭に異ならねば世の人之を呼んで坊主とは云ひにき長羽織を

好みて著たりしかば其頃の小明にも

坊さまの長羽織コノエつべしに張臂ヒや

紀文と同じき頃に奈良屋茂左衛門といへる富客ありて紀文と共に全盛を競ひけるが雪降り朝奈良茂は仲の町の茶屋にて美人を左右に侍らしめ酒酌みかほしつゝ雪景色を賞せしを紀文心悪き事に思ひ吉兵衛を呼びてあの雪一時に打消して奈良茂に一泡消かせよと命じければ吉兵衛畏まりぬとて金三百圓ばかりを請い受け更に紀文を奈良茂が酒飲みたる向ひの茶屋に伴ひ二階よりかの金子を往來へ撒きちらせしかば老若の男女こゝに寄集ひ黄金を拾はむとて積りし雪を惜氣なく踏み散らしさしも今までは銀世界の詠めなりし仲の町も濁りたる泥のさまに變はり奈良茂も興を醒まして席を移しければ紀文は手を拍つて笑ひしどぞ意休小兵衛の輩に續いて朝雨れんぬあり降つて明和の頃は一瓢ありて其名最も高し平賀鳩溪が丁字屋の離鶴に



遇はひとて自から幫間の宿所を訪れしは此一瓢が事なり明和開板の  
游子方言(洒落本の最も古るきもの)にも一瓢が事を記せり以て當時に  
著名なりしを知るし

又幫間を稱してカミといふ此は紀文が伴ふ者の中、髪結長七といふわ  
りて口笛を吹きながら餓鬼舞といふ事をして遊女などにも持囃やさ  
れ髪々と呼ばれしより起りしとす其後カミを神と書き遂に末社など  
と藏れいふに至れり色元結といへる古き唄に

神も末社もすゝしめの太鼓の拍子打連れてどんど／＼と廊入り  
昔しは幫間は廊外にのみ住せしが明和より安永に至りて漸く廊に移  
住し是に於て女藝者に對して男藝者と呼び男女の藝者は共に名主よ  
り鑑札を交付して安永七年には其數二十八ありき翌八年に至り見番  
を設けて男女の藝者をして悉く其部下に屬せしめ大に其監督を嚴に  
じたり(見番の事は章を改めて述ぶべし)されども男藝者といふは廊内

の私名にして政府へ上つるべき書面には土手人足水防方と呼びけり  
とす

〔補〕吉原の男藝者のみ斯の如きにはあらず深川にては公けには  
按摩といひ品川にては杖拂といひ内藤新宿にてはケラ堀といひ  
たり

男藝者は茶湯活花俳諧太鼓三味線等の遊藝を備い苟くも客人の需む  
る所を演ずる能はされば大に之を恥とし無藝の者は之を卑しめて野  
太鼓と稱せり後世に至つては追々遊藝の分業を來たし或は河東節或  
は一中など各自専門の技能を有するに至り幫間を稱して太夫といへ  
り客人の前に袴を穿ち客人もし買人ある時は御免被下とて渠等が  
所謂窮屈袋袴を脱し夫より種々の藝を演したれども上流人士の席に  
ありては謹慎あるを常とし或は客人の好に應じて樓主の室にて點茶  
を立てゝ出だしたり結髪は豆本田なりしが天保に至り大抵小銀杏の



髪に變じ之と同時に古の高尙閑雅の風を失して落語、足藝、裸踊などの醜態を極め唯ガヤ／＼と騒かしさを専とし大名の留守居などの前には袴を穿ても其他の客席にては着流しを常とするに至りたり玉代は暮れ六時より引け十時まで一兩なりしが此内より五百文づゝ見番へ引去らるゝの規定なりきされば男藝者は見番の手を経て客に招かるゝを厭ひ廊内を彷徨きて客を需むるに汲々とし又親密なる客には己れの住所を告げ置きて只管客人より直接に招かれし事を力め見番は之を知ると雖も常に黙許したりき

正月二日には廊内の幫間七八人づゝ隊をゑし各新調の衣服を纏ひて大中の妓樓より茶屋々々に至るまでを巡訪して年頭の祝儀を述べ去歲の厚意を謝したる上七福神と稱ふる目出たき唄など一節騒ひ其家にては屠蘇を饗し扇子、手拭、或は目錄を贈るを例とす是を彈初めといひたりしが何時しか此儀式廢れぬ



寛政年間男女老若の風俗



のやちん  
とちん  
おはやく  
五



## 第二章 女藝者 附踊子藝子

古の遊女は尙ほ鎌倉時代の白拍子の流れを汲みて歌舞管絃の伎に愚かゝらず新吉原に移りて後も正徳享保の頃までは遊女自ら舞ひ謡ひなどして酒興を助けたりされば後世の如く別に女藝者を設くるの必要なく只茶屋の女房娘などが三味線を弾き謡を唄ひ或は手踊あどして客人を饗したるのみにして此等の輩を稱して取持とりもちと呼びにき享保より後漸く色藝を兼ねる事止みたれども尙ほ新造の中にて遊藝に通したる者は客に招かれて絃歌の事を取りしが寶曆の末に至りて其事亦た全く廢れ遊女は色を鬻ぐ事を専らとし爰に始めて女藝者といふ者を生したり

是より先き廓外には早く既に踊子をどりこといへる者を生し遊藝を以て士民に侍るの旁ら私かに淫を賣りたり此踊子は後世に至りて町藝者とありたれども當時に於ては未だ一種の私娼にして何時しか新吉原に



も流れ來り小樓に於て踊子の名義を以て公然色を賣らしめたるもの  
 寶曆四年には廿餘人の多きに及びたり然るに同八年には踊子を抱へ  
 たる妓樓は僅かに四戸にして人數五人揚代は皆一角なりき同十一年  
 には踊子を抱へたる樓數三戸踊子三人に減しぬ此等はみな他の遊女  
 と同じく部屋を持ち座敷を持ち店頭に列座したれども風俗は異様に  
 して後帯に結びたり明和五年に至り踊子は全く絶えてある事あり思  
 ふに彼の散茶か廊内に入り來りて太夫格子を壓倒したりしに倣ひて  
 斯の如き新分子を入れたりしも客人の嗜好に適せずして計畫遂に畫  
 餅に歸したるものあらむ

寶曆四年始めて踊子の外に藝子一人あり同しく十一年には始めて藝  
 子と共に藝者の名を見る即ち藝子には大黒屋小樓に豊竹八十吉あり  
 藝者には扇屋大樓に歌扇あり玉屋大樓にらんどき二人あり伊勢屋小  
 樓に主水あり是より先き寛保の頃の細見記に豊竹兼太夫同妻太夫な

どの藝人あるを以て推すれば藝子とは新たにそれ等の藝人に與ひた  
 る名稱にして長唄豊後節一中節義太夫節など格段の伎藝に達せし婦  
 人の事あるべく藝者とは單に三絃を弾ひて流行の小唄などを歌ひし  
 者の事なるべしかくて明和五年には藝子の數二十餘人にして安永七  
 年は藝子十六人藝者五十人餘の多きに至る

されば藝子の起りしは遙に寛保の昔にして寶曆十年頃に至り始めて  
 女藝者を生せしあり平澤喜三二が後は昔物語にも吉原女藝者といふ  
 もの扇屋歌扇に始まれり歌扇とい一人なりしと記せり蓋し女藝者の  
 生せしは遊女の風の下移して遊藝に心を寄す者少なくなりしには因  
 れども色藝分業のことは素より必然の勢免るべからざるあり斯くの  
 如く女藝者は時勢の必要に促かされて出でたれば彼の踊子が一時の  
 流行に乗して大に失敗したるとは異なり遊客の嗜好に適して年毎に  
 其數を増し始めは妓樓にのみ置き即ち内藝者たりしも漸く茶屋抱素



人抱及び自前稼きを生じ遂に一種の弊風を醸し宴席に侍るの外客人の袖を引くまにく一宵の春を賣り畢竟廊内に私娼公行するの様となりければ安永八年見番所を設けて規約を嚴重にして藝者の跋扈するを抑へたり

見番設立の以前は藝者の客に伴はれて廊外に出づる事自由にして現らばに細見記の面に「何方へも出し申候」と記るしたり此の如く大門通行の自由は藝者の風儀を紊す大源因たりしに相違なく見番所の設立と共に此自由を剝ぎて如何ある事情ありとも一日三人の外は大門を出づる事を禁したり但し正月元日と盆の十三日とは外出勝手たるべき寛典を設けたりと雖も出づる者も豫しめ見番に届け出て歸る事夕七ツ時より過ぐるを禁せりされば此等の煩しさを厭ひて當日と雖も外出する者も少みかりしとぞ

見番は又藝者の扮装華麗に過ぎて客心を蕩らす事を憎みき之を以て衣服の制を設け即ち白襟無地の紋付を以て限りとし帯は織物なれども襷袢様を禁し頭髮は必らず島田髻に結はしめ筭一本櫛一枚簪一本の外は頭部に無用の裝飾を加ふるを許さず容貌の如きも成るべく醜なる者を選び宴席に在つて杯盤に周旋するの際に當り猥りに客人の側に寄添ふ事を得せしめざりき或は遊女にして其狎客と藝者との交情怪しむべきことを見認むるときは直ちに之を見番所に訴ひ見番はその藝者を招きて嚴しく説諭を加ひ事情によりては一日乃至三日間營業の停止を命じたり

見番所設立に及び是まで名主より交付したる鑑札を廢して更に見番より鑑札を下付し見番所には各人の名を記るしたる札を掛け客人に招かれしものあれば其札を裏返して檢閲の便にす後世藝者の員數を呼ぶに一枚二枚といふは蓋し此より起りしありとぞ又女藝者三人を以て一組とし客人の之を招く時は必らず一組以上あらざるべからず



思ふに單身客人に接するを避けて風紀を正さむとするの手段とせし  
みらむ

玉代は晝九時(十二時)より引け四時(十時)までを限りて之を線香七本と  
定め一兩三分を以て規定とす見番はその一半を取りて僅に三分二朱  
を本人に交付せり纏頭は二朱より一分までを通例とし二朱の内、二百  
五十文の割合を以て茶屋に引去られたり

吉原の女藝者には町藝者の如く箱屋といふ者を附隨せしめず見番所  
の手代は箱屋に代りて三味線箱を提げて藝者に尾行し夜間は別に會  
所見番と記るしたる提灯を携へて送迎に従事せり

正月二日の彈初めは男藝者と同しく七八人一隊をあして茶屋と妓樓  
とを戸毎に巡り行きて祝辭を述べたる後唄に合はして三味線を弾け  
り此儀式は男藝者の如く廢絶に歸することあくして今もあは年頭に  
見る所あり

見番設立の當初は男女の藝者を合して百人の制限を設けしが其後漸  
やく此定員に超過して女藝者のみにて百人の餘に上はれり今文化よ  
り以降員數の増減を示さむに

文化年度	文政年度	天保年度	安政年度	慶應年度	女藝者	男藝者	世話役
一六三	一七二	一〇六	二四五	三四一	四〇	二五	二
					三八	二	三

### 第三章 見番所

安永七年に於て邸内の男藝者二十餘人、女藝者五十餘人、藝子十六人、總  
計百人ばかりの藝人を生し此等は皆名主より鑑札を受けたる上にて



營業するとは雖も未だ一定の賦税なく客人より得る所の祝儀玉代は全く其掌に歸したりしかば何時しか此輩をも尙ほ吉原公共の費用を課すべしとの事は各人の念頭に浮びしなるべく加ふるに女藝者の客人を引いて色を鬻ぐもの男藝者の遊女に通ずる者も一般の風儀紊れたれば早晩此輩を規約の下に繋ぐは當時に最も必要の事なりしならむ然れば安永八年に至り角町の妓樓大黒屋正六一本には庄六なる者同業者に計りて見番所を設け自から妓樓の業を捨て其取締役に専任し男女藝者は勿論太夫淨瑠璃端唄の藝子に至るまで廊中一切の藝人を監督すると同時に徴税の事務を執れり今見番設立の當時に定められたる見番所規約といふものを掲げむに左の如し

一吉原町男女藝者の儀前々名主より札相渡稼爲致候處正六儀此度新吉原町附二本堤聖天町角西方寺町より御榜示杭迄高さ一丈二尺馬踏幅五間に築立衣紋坂下より御高札場前通り五十間道并大

門口際迄地形一式道普請並吉原町四方總下水浚渫柵堰板修覆水道尻に有之火之見番人給分支拂右入用爲手當吉原内男女藝者遊女屋抱茶屋抱素人抱并自分稼之分等迄不殘正六引受右抱生并自分稼之分者其當人より證文取置雇口引請男女藝者札數永々百枚に相極名題札相渡し以前名主より渡置候名題札は不殘引上稼爲致度趣吉原町名主町人一同對談相極爲替證文致置候通り以後人數名題札之儀は定之通り百枚に相極右之高に限り不相増候様致可申候事

一藝者共勤方并身持不埒有之候而は吉原町一同商賈躰之障りにも相成候に付兼而正六方より嚴敷可申付候得共猶以て相守り衣類之儀も御法度の類着不致髪之飾り成丈かよとふに致揃一枚筭簪共二三本に限り格別目立ち候儀無之様に致茶屋より藝者を雇ひ門外へ連可參と申候客有之候共差出し不申并女藝者組合相定其



組世話人相附萬一客へ適合ひ不埒之儀有之候而は遊女屋の妨に相成候譯に付不埒之筋合無之様俱々爲致吟味且又男女者遊女へ通じ合或は遊女馴染有之客を外遊女へ取持杯無之様致し若男女藝者ども相背候は、稼差留可申候事

一前書之通り正六儀男女藝者引受余分有之候に付年々土手又は下水修覆等致し并 御成の節道續人足掃除人足等々も差出し候得共今般爲冥加火消人足の内三拾人分は給金其外入用共一己に請持條儀に付出火之節は自身罷出差配致消防爲致可申候事

附庄六取立之余分本文通入用に仕拂其外花植并燈籠又者俄儀等之節足金差出し男女藝者共長病等之節者見繼遣候杯入用仕出し候儀にて何れにも吉原町永續之儀を基に存最初より取計候儀に候得ば此上末々迄右之本意を不朱擦深切に取斗可申候

## 事

されば藝者はこれより嚴則の下に束縛せらるゝと同時に所得の内より賦税を課せられたり其方法は既に男女藝者の條下に於て述べたるか如く女藝者よりはその玉代の一半を受收し男藝者よりは玉代一兩三分の中儘かに五百文を受收しそれさへ男藝者は見番に納むる事を屑しとせざりしかば見番は私に其客人に招かるゝ事を默許したりしも女藝者には少しも假借する所なく頗ぶる峻嚴の政略を取りたり思ふに見番設立の趣旨は一般の藝人を管するに在りと雖も最も主眼とする所は女藝者が游客を奪ふ事を拒くにありしを以て斯くは男女藝者に寛嚴の差異を來せしならむ然れども今遽かに斯の如き重税を課するは勢渠等をして見番を怨望するの傾きを生ぜざるべからざるを以て規約第三項の附書に於て見番は藝者の災厄を救ふの義務を負担したり

一方に於て見番が此等賦税の内より支辨する所の諸雜費を計算せむ



に日本堤の修繕、廊外の下水浚ひ、水道尻火見番の給料、柵堰板の普請など莫大の出費を要せしには相違ふけれど此等は皆五年十年に一回つゝにして足るあり只花の植付、燈籠、俄踊の準備に出すべき補助金は年々に要する所にして特に俄踊を催す間は南北町奉行より隠密廻り定廻り臨時廻り等の奥力同心二十四人、是に附屬する岡引七十餘人を具して衣裳見分に出張し、茲に岡引といふは其實まことの岡引のみにあらず親類縁者を岡引と唱ひて伴ひ來るよりかくは多人數となるなり見番よりは此等多人數に對つて一々待遇を鄭重にし八百善の料理を饗し又この衣裳見分の外に奥力同心十八づゝ夜毎に臨檢し見番は此に饗膳を供へざるべからず此の費用のみを算するも年々四五百金を要せしなるべしと雖も女藝者百人餘の玉代より五割の重税を課したれば出入を差引かむには幾多の殘餘ありしならひ而して此殘金は悉く取締役正六が私利となりたり

〔補〕 第一篇制度の條下に述べたる如く燈籠には奉行所の奥同心心の外水戸家よりも見分の役人を遣はされ此等にもまた鄭重なる饗膳を出したりき

見番所には番頭二人、手代十人餘にて一切の事務を處理し特に手代は女藝者の送迎を勤むる事猶ほ町藝者の箱屋に於けるか如し又男藝者一人づゝ交代して見番所に當番せり



中井竹山の草茅危言に幫間を唐土の小説に多く見ゆ  
 青樓遊冶の席に出で巧言側媚戲謔媒贖の事を以て身  
 を賣り渡世するより俗に名付て太鼓持と云ふ六齋念  
 佛より起るこの念佛は鉦と太鼓とにてはやし其役割  
 定れり故にかねを持つ者は太鼓を持たず太鼓を持つ  
 者はカ子を持たずといふ戲言より出でたる名目とい  
 り申樂の太鼓打似我の弟子なる伊太夫より起るとい  
 ふこと洞房語園に見ゆ兩説いかゞ普通の説には金満  
 家を大盡といふは大身代の略語轉字なり遊里にて多  
 く散財する人をは崇め奉つりて大盡と云ふこの大盡  
 を同音相通より大神といふ取巻の者を末社と呼べり故

に神勇めの太鼓を持つといふ意より出ていどろ  
 されどこの太鼓持は遊客よりの稱呼にて男藝者おとこげいしやが正  
 稱なる廓中にては常に太夫衆とのみ呼び其正稱の如  
 きは纔しかばねお細見の末に於てこれを見るに過ぎず蓋し太  
 夫の稱は淨瑠璃太夫より出づ春富士紫玉曾て語りし  
 事あり安永中見番始て建ちし時に男藝者の世話役は  
 竹本岩太夫都半卜の兩人なりとこれ義太夫節と一中  
 節との淨曲太夫なり櫻川を此道の專稱の如く心得た  
 る人もあらんが櫻川は深川の幫間なり岡場所おかばしよ廢せら  
 れてより吉原に移り住む元來淨瑠璃太夫にあらねば  
 近き頃櫻川節といへるものをものゝてもものとはな



たり

女藝者も其初は太鼓女郎として娼婦の中より三絃など  
 弾ける者を酒席に出したるなり近來の内藝者其餘  
 波なるこれも見番立ちて女藝者の稱始めて正し  
 きて藝者と呼ぶこと東都にては何時か女性の名詞  
 となりたれど上方は今も全く男性として用おたり浪  
 華の蘆も伊勢の濱荻いつもながらみどりの柳くれな  
 るの花いろくくく

甲午の立春

浅艸に住む白念坊如電をるす

## 第五篇 游女

以上に於て新吉原を組織する所の三大原素ともいふべき游女屋引手  
 茶屋見番所と此に附屬する游女雇人藝者等を説き了りたり今や編者  
 は更に游女に立戻りて其細事を叙し次いで游客の事を叙して以て本  
 書を終らむと欲す蓋し編者が特に篇を改めて游女と游客とを叙する  
 所以のものは誠に此二者こそは花街に於ける大勢力なればあり

## 第一章 身賣(附女術)

半點の朱唇を金銀の爲に甜られ十年の久しき間苦海の中に呻吟する  
 幾多薄命の女子は往々小説に於て見る如く病に臥したる父母の爲め  
 に藥を買はむか爲めに哀別の涙を呑みながら此處に来る者もあるべ  
 く或は數代の豪富なるもの一朝にして瓦解し家名の斷絶せんとする  
 を見兼ねて身を黄金に換ゆる者もあるべく或は非道の親に養はれて



酒色の資を得むが爲めに賣られ或は神田祭禮に他人に劣らぬ綺羅を張らんが爲に賣られ或は幼時より流離して悪漢に拘引され女術に賣渡されて暫く其家に成長し妙齡の頃に及んで更に此處に轉賣せられ或は稀には自ら好んで遊女とある者もあり然れども自ら好んで身をこの魔界に投する者は大抵妙齡の處女にあらずして久しく他人の婢妾とあり或は一旦既に遊女となりたるものなどが正業に就かむとするも年來の淫風を改むること難く或は六尺の男子を掌中に弄びたる快樂を忘れかねて再び此處に歸るもの多かりき

此の如き人身賣買の紹介は當時一種の營業となりて之を女術と稱したり天保の頃淺草の田町山谷の邊に十四五戸の女術有て就中山谷の三八といへる者最も有力にして屋號を近江屋と稱し十數人の子分を使役し且つ地方に在る山女術を自己の部下に屬せしめて各誘拐したる女兒を齎らしめ自から之を妓樓に賣りたり斯の如く誘拐し來りた

る女兒を渠等の社會にてイナリと呼びたりき總べて此等の女術は女子を誘拐するの傍地方に行きて路人の語に耳を敏け貧者の娘を賣らむとする事を聞き出す時は直に其家を訪ひ本人の美醜を檢し果して遊女たるに適當たりと見認むる時は自家に伴ひ妻女をして粉装の手を盡して江戸風の容姿を作らしめ損料屋に馳せて衣裳を借り來り成るべく華麗を衒ひて其女子を妓樓に携ひ行くなり素より新たに遊女を要する妓樓は豫しめ女術に依頼し置くの例なれば女術は此等の妓樓數戸に伴ひ行き樓主にそれく價格を言はしめてそれ計りの安價にては賣渡し難し此樓にてそれより上の價を出し玉はずは斷然他樓へ賣るべしなど虚嚇し若し其樓にて幾分か價を高く買はむといふも更らに他樓に到りて此手段を用ゐ次第に價格を鬻上ぐるを常とす斯の如くして漸く價格の定まりたる後通例樓主が衣服調度の料として身價金より引去るべき水金の談判に及び女術は百方口實を設けて水



金を出すことを拒み遂に水金を廢して身價を其儘手取りにする事も  
往々ありたり

〔補〕水金は不見金にして親元へは見ゆずして樓主の方へ引去る  
の意なりとぞ一説には本人の衣服調達の入費として引去るもの  
なれば即ち身付金といふべきを何時しか轉訛してミズ金とはい  
ひしどもあり

身價金の談判調ふ時は樓主は親元より左の證文を出ださしむ

年期證文の事

何 某

何 歳

此の如何と申者何町何兵衛店何某の娘にて貴殿方へ廿五年一杯の  
曉迄金子百兩にて御抱へ被下水金として金何兩御渡被下儘に請取  
申候跡金之儀は人別と引換に可致候此もの勸中横合より彼是申候

もの有之候は、我等罷出埒明可申貴殿へ對し少しも御迷惑相掛申  
間敷候宗旨の儀は代々何宗にて寺は何町何寺檀那に紛れ無之候年  
期證文爲後日依而如件

親 元

何 某

請 人

何 某

家 主

何 某

何屋何右衛門殿

此證書を授受すれば最早遊女入籍の手續を終へたるものにして親元  
は本文の通り金子と引替へに常人を樓主に引渡たすなり切迫に詰ま  
りし黄金を得たる代はりに掌中の玉をもぎ取らるゝ兩親の歎き推し



量られて憐れあり況してや證文に記せし金額の内にて既に水金を樓主に引去らるゝのみか女街に手数料として一割を取られ尙ほ一日一分づゝの割にて衣服の損料を始めとし女街が家に養はれたる食料幾何或は別に骨折金と稱して若干を引去られ全く親元の手に渡たるべきは十が六に過ぎざるをや然れば彼の女街なる者の貧者の涙に衣食する者といふべく渠等か残忍刻薄なる前に述べたる少女を拐帶する位の事は少しも躊躇する所にあらざりしなり加之種々の奸策を巡らし公然貧家の少女を掠奪する事さへありき爰に一例を挙げむに先づ貧窮にして稍容貌よき娘ある者には親切らしく之を勞はり些少の金錢を貸し與ひて返済の期日來るに及び無法の高利を加へて之を督促したる後到底返済すべき望みなきに乗し其娘を暫く我等の許へ奉公に出だすべしとて之を伴ひ歸らむとするなり債主も渠等が職業を知りたれば念の爲に身賣りなど致すまじき旨の證書を受取り遊ゝるが

ら女街に引渡すや未だ數月を経さる内に渠等は言を食みて吉原へ賣り渡し親元は斯くと聞いて嚴重の談判に及ぶと雖も少しも之に應ぜず更に町奉行に裁決を仰くも己れの養ふべき娘を人に養はせたる以上は如何様の事ありとも詮方なしとて訴狀を却下され怨を呑んで其儘に止む事往々之れありけり

〔補〕此處に言ふ所は妙齡の女子の身を賣る者の事あり十歳前後の少女にして廊中に投し禿より累遷して遊女となる者の事及新造出し突出しの事は前章に述べたり

されば幕府も此等の弊害に見る所ありしにや寛政四年五月を以て女街禁制の令を發したり其文に曰く

町中奉公人世話渡世致候者の内女街中繼と唱候者共取計方都て未奉公先も無之處手前方に何ヶ年給金何程と仕切取證文面にも遊女又は道中旅籠屋飯盛下女其外如何様之見苦敷奉公にても差搦無之



旨を認引取置候故久敷濟口無之女は又候同渡世之者の内の仕切遣  
終に其行衛不相知又者年季等相増候故親元え可引取時節を失ひ女  
取戻出入度々有之其度々右女街中繼と唱候者共之中には内々申合  
候も有之哉にて金子等を差出させ内濟いたし候段相聞候人賣買に  
も紛敷不埒之至に候以來女街中繼と唱候者右躰之渡世全停止候間  
一同堅く可相守候

寛政の吉原掟證文には左の條目あり

一遊女屋共遊女召抱之節口入之者申參候は、勾引筋之儀無之哉相  
談不取極以前其遊女屋共より内々外手筋を以當人出所并賣子養子  
之譯其外身分之實否請人々主住所身分等相糺召抱之上名主方帳面  
に記置可申候勿論年季之儀は前に申合之通貳拾ヶ年以下を限可申  
事

附女街中繼之儀去丑年四月中御停止被仰付候に付同五月伺之上其

節より請判有之分追々遊女身寄之者引受其者より主人方に別紙證  
文取之年季明之節右判人は不引渡身寄之者に引渡遣し身寄之者は  
主人方にて世話致遣候筈に有之且又新吉原に有之候女街之儀者中  
繼者無之遊女奉公人口入頼來候得者遊女屋え連參尤奉公濟致候得  
者請狀に右口入之者加印いたさせ候得とも以來加印不爲致口入而  
已爲致候筈に御開濟有之候事

一右新吉原町に罷在候口入之者之儀人數限候ては株之様にも相聞候  
に付人數は不相限株賣買杯と申儀不爲致并不正之者猥之儀等無之  
右渡世筋之者より自法證文名主方に取置毎月一度宛右證文之趣申  
渡請印取置候儀に有之候然る處當時近邊外町に罷在候者も有之不  
取締に付吉原町え爲引移左も無之とも口入之儀相斷自今以後尙以  
口入之者吉原町住居に相限り云々

此等の文面を見れば女街の營業は全く停止されしにはあらず營業者



は悉く吉原廓内に集めて取締を嚴にし大に従前の弊習を戒しめたるが如し、されども此法則も久しく行はれざりしにや天保の頃に至りては前に述ぶるが如く山谷田町に女衞と稱する者軒を並ぶるに至りたり

女衞は斯の如く殘虐を逞ふするを常とせりと雖も或は少女の中、拐帶せられしと買收せられしとを問はず警戒の怠れるを窺つて逃竄したるものあり故に女衞が平生嚴密の監督を施し夜間は少女を裸体にして臥せしめ其衣服は悉く己れの膝下に敷きて其上に眠り以て逃亡の憂を拒きしとぞ

### 第二章 日常の雑事

大夫の客に招かれて揚屋に入るを道中といへり此は元吉原より言ひ慣はせし詞にて京町江戸町などへ通ふを其町の名に因みて旅立ちにならずらへて斯くはいひけるあり雨降る時には下僕しもべに負はれて往き返





嘉永年間  
新吉原  
道中略画

元文年間

延享年間

此の圖は、  
嘉永六年十二月  
著者、  
（印）



りす負はれたるさまの下僕の手を後へ組み合はせ遊女は長さ小袖にて脚を包み裾を長く垂れて兩の膝を男の手の上に載せ張臂をして衣紋かい繕るいゝどして行く後よりは長柄の傘をさしかさす凡べて慶長の頃までは諸家の女中あど駕籠に乗るは稀にして負木といへるものにて人に負はれて行けりされば遊女も此の風に倣へて道中したるゑるべし後世太夫揚屋とも廢るゝに及びて尙ほ道中の故例を存し黄昏時より出で、仲の町の茶屋々々に行き巡ぐり廊内を往き通へる人々に己が姿を見せて客を引くの手段となせり道中の行列はまづ鶯の者二人、金棒を執りて先驅し次に樓の若者、遊女の定紋付けたる盛張の提灯を携へて道を照らす遊女は其後より歩し振新二人、禿二人これに尾行し番新其次に連るり跡押へどして抱の者五六人を附従す往くとき右側を行けば返る時左側よりし茶屋々々の主人夫婦は店先に出てて會釋し其處に腰を掛くることをすゝめむ遊女は始終無言にして



長煙管にて煙草を飲みながら往來を流し目に見やり斯の如くして仲の町を巡りて歸る

道中をなすは呼出しと晝三とに限り一樓多きも三四人に過ぎず其より以下の遊女は皆店頭に列なりて通行の人に縦覽せしめたり此を店を張るといふ晝三の次に位する付廻しは仲の町張りにてもなく店張りにてもなく中間の地に居れり店張は晝夜二回を例とし是を晝見世、夜見世といふ晝見世は九ツ時(正午)過より始まりて夕七ツ時(八時)に終り夜見世は日暮より始まりて四ツ時(十時)に終る然れども大門口の番人は九ツ時に至りて始めて四ツ時の柝を撃ち廊内を一巡したる歸りに直ちに九ツ時を打つを常とす百庵か句に

九ツに四ツ打つ里や十三夜

されば夜見世は表面上四ツ時に終ると言ふと雖も其實九ツ時までに至るあり

揚代は晝夜に二分す遊客の其一部分を拂ふを片仕廻しまひといへり晝見世の引けると共に大きなる行燈を軒端に懸はし是を以て晝夜の區別をなす遊客の心きたる者はこの時分を見計りて登樓するなり

日暮に至れば神棚の鈴を鳴らすを相圖にして遊女は皆店頭に出でて清搔きよかきを弾く清搔とは和琴の手なりしを三絃に寫せしものありとぞ昔清搔の合の手に唄ひし歌は

道のちまたの二本柳風にふられてどちらへなびこよあ

春の日にいとゆふわけて柳たをるは誰々が白き馬にめしたる殿御

思ふに清搔は昔の遊女が歌舞を事としたる遺風あるべし寛政の後に至り此等の唱歌を廢して普通の小唄を謡ひ或は二上り本調子とぞ家々によりて定まりしが何時しか亦この小唄を歌ふ事を止め明治の前に至りては三味線を弾く事もやめて清搔は全く廢れたり清搔は新



造毎夜交るく之をつとめ三味線番といふ寛政三年の京傳が錦裏に  
 振新（た）ゆふへの三味番は誰だノウッ撥が見へねへどつて腰元衆が小  
 言（た）を云ふよ

又安永年中までは見夜世に出る新造高き調子にて長唄豊後節など  
 もひくに謡ひ或は琴三味線を弾きしを何屋の誰はよき聲あり節の  
 名人ありなどにて夜見世の出つるを待かねて格子先さへ聞きに出づ  
 る者多かりき但し此は昔しよりの風習にてはあく或は櫻によりて此  
 事全くあかりしとぞ

此の如く店頭に在りて絃歌を弄ぶの傍或は久しく來らざる客人に送  
 るべき書狀を認むる者あり或は來るべき客人の遅きを待詫びて禁咀  
 をあす者あり或は端座して儀容を正うする者あり或は秋波を寄せて  
 行人を挑まむとする者あり千態萬狀の間色界の饑鬼を擒にして早く  
 露店の苦を免れむとするは是等薄命の女子が情あるべし

〔補〕遊女の社會はど妄信の行はれたるは穢あり人を待つに或は  
 笄を抜て疊算をし或は紙にて蛙を折り或は手拭の織（た）を抜くあど  
 古來よりの慣習ありけるとぞ

中ころ遊女の客人に送る書狀の緘し目には「かよふ神」と書くを常  
 とせり通ふ神とは道祖神の事にして其ふみ事なくて宛名の人の  
 許に届かむを祈るの意なり寶曆十年の細見に揚屋尾張屋清十郎  
 此所にかよふ神勸請すと見えたり翌十一年尾張屋退轉して通ふ  
 神も亦空しくあれり

履聲既に散して前樓の絃歌亦た收まり聲柝の聲謂はゆる引け四ッを  
 報するに及び遊女は客人の來ると來らざるに拘はらず店頭を去り  
 て私室に歸るなり古寫本に

ひま勝ちにて毎夜見世に居ける傾城ありける或る通りん坊か大磯  
 の虎わんくど弄（た）ふりけるを其の傾城彼の通りん坊を呼ひて何故



に我名を大磯の虎とは呼ひ玉ふと問ければ毎夜ひけなり様にあげ  
らるゝ故と戯れ答へけるはをかし

斯くの如く客人の來らざる時は行人に嘲弄せらるゝのみならず樓主  
は之を怒り罵り或は食膳を撤するゝと殘酷ある呵責を施したり

〔補〕夜の引け過ぎより路の真中に街燈を點はす是をたそや行燈  
といへり夜更けて獨り火影にたゞずむは誰そやといふゆかしき  
姿を想ひよせたる風流の名あり一説には昔し三浦屋四郎左衛門  
が家に誰やといへる遊女ありて量らず人に殺されし追善にとぼ  
し始めしより此名ありといふ恐くはこれ露の乾ぬ間の歌より朝  
顔といへる女を作り出せしと同じき好事の附會あらむ又田面行  
燈とて日本堤に街燈を點はせりこは大門外警備の爲にして田面  
を照らすより此名起れりとす

此も夜の引け過ぎより鉄棒引きとて時々町内を廻はる火の番あ  
り鉄の棒を引きずりあがら火の用心さつしやりませう二階を廻  
はりませうと叫ぶ毎年十月朔日より始まりて四月晦日に終る此  
は寒き夜に特更寐ぎたゝくて火の元など怠るを戒しむる爲なり  
その聲床の間に立てかけたる琴柱に通よひて一としは寒けなり  
とぞ鉄棒引と同じき季節に小見世にては時札とて遊女の札を樓  
主の部屋に掛け置きて一夜に二たひ或は三たひ遊女をして自か  
ら其札をかけかえしむ其たび毎に柝をうちて遊女の眼を覺ます  
あり此れも寐ぎたなきものゝ一人の客と塾睡して他の客を置き  
去りにせむを拒くあり

拂曉客を送りて後遊女は始めて安眠するを得るあり或は寐もやらで  
朋輩と共に客人のよしなし事など語る者もあるべく或は夜來の客未  
だ歸らずして洞房春深き處に鴛鴦の夢を鎖さすもあるべし

〔補〕吉原には何處の家にては鶺鴒を飼ふことありし北里見聞録にわ



る時予京町一丁目姿海老屋久兵衛抱壽形野といへるに此事を尋ねしに壽形野のいへるは如何にも古より鵜を飼はさることの由傳へ聞けり如何なる故にや儘にしらねど古歌に

鏡もなく鵜も聞こへぬ里もがな二人ぬる夜の隠れ家にせん  
かく聞こければかゝる詠歌の意味にもや有るべきと語りし云々此臆説果して當れりや否やは知らねど古より鵜を飼はぬを例とするなり

不淨物を取り運ぶに必らず未明を期としこの事を肥をあくるといふ肥を取るといはひこと世間普通の語なれども戀を取るといふに聞こふるを思みてかくはいふなりとそ

元録寶永の頃は雨ふりの朝ごとに傘賣りの男一人來り其呼び聲うるはし廊中の人々これを傘賣の翁と呼べり其角が句にはととさす曉かさを賣らせけり

此曉傘は元吉原の頃より行はれたりといふ

四ツ時(午前十時)に至れば眠る者も覺めて浴を取り髪を結ぶ昔の遊女は自から髪を結ばざるを耻とし決して後世の如く髪結を營業する者ある事なし古き身賣證文に

一此女髪結物書候事親々より教置候間御世話相懸不申候

とあり結髪と前後に朝髪を喫す錦の裏に遊女が様を叙べて曰く

**番新** 夜舟さん茶簞筒に茶禪豆と唐茄子が有つたから此處へ出する夕霧貝の柱を取りに遣つて帆立貝で煮やうじやアれさんせんかうに割つて仕舞ひンした足鹿野さん今朝の惣菜は何だ**振新**たしか芋に油揚で御坐りイすヨ**番新**恐れるね**夕霧**誤まりいす

然れば西鶴が寢覺めの菜好みと穿ちけるは何處も變はらぬ遊女の情ならむかし寶井其角が遊女の事を穿ちたる句に



西瓜喰ふあたしが原のけしき哉

廊中に食物を置く者は最と多かり竹邑煎餅、山屋豆腐、昆布卷、紫蘇卷、漬菜、煮豆、青柳餅、田樂菜飯、引割麥飯、甘露梅、白露糕、御神樂蕎麥切、篠原團子、みど皆安永より文政の頃まで廊外にまで知られたる名物にして多くは妓樓へ賣りに來たるあり又別に臺屋といへる者あり此は小樓にて客に出だすべき食物即ち臺の物を仕出す所にして小田原屋喜右衛門といへる者始めて此業を營みしにより昔しは喜の字屋と呼ばれたり當日調理し得らるゝ程の品物を幾枚とあき板に書き付けて店に掛け置くを遊女は禿に命じて持歸らしめ各好む所を選ひて調理を命するなり食事を了るや店に出づべき遊女は皆紅粉を装ひ衣服を改めて正午を過ぐる頃樓主の室にて鈴の鳴るを待ちて店頭に列座するなり此の晝見世は元吉原よりの慣例にして幕府の頃は諸侯の臣下、江戸に在勤する者多かりしが此等の輩は嚴しき門限に束縛されて夜間の出遊を禁

せられたれば晝見世は重もに此輩の爲に設けしゐらむ明治に至りて此事を廢せり

午後また食事あり都合二食なり黄昏に至りて晝見世を徹し點燈後暫くして再び夜見世となる廊内幾千の遊女は朝々暮々これ等の事を繰り返へして只管年期の充ちて再び廊外の空氣を吸はむ事を切望するのみ其中或は貴公子に寵せられて請け出さるゝ者あり或は借財を累ねて不測の淵に沈み永劫此境界を脱るゝ能はざる者ありその濁浪に染まずして能く正業に復する者に至ては實に僅少のみ樓の大小を問はず總へて部屋持座敷持の遊女は自己はもとより新造、禿に至るまでの衣服調度一切を辨せざるべからず加之付ヶ金と稱して紋日毎に茶屋々々へ幾何の金子を與ひ樓内の若者にも相當の祝儀を出し其他正月より歳末に至るまで其時々の進物配物舉げて數ふべからず(年中行事を見るべし)食物は樓主より給すと雖も粗菜糲飯殆ん



ど食ふに堪へざるを以て別に臺物に命じて魚菜の調理を求め或は貸本屋への見料或は髮結女への謝禮など月々多額の入費を要するなり而して遊女の収入を算するに渠等か一定の所得と稱すべきものは殆んどこれ無しと云ふべし上等の遊女は一日一兩以上の揚代を取るも雖も此等は皆身料金の賠償として樓主の手に歸したり渠等は一錢も得る所なくして客人に接するなりされども一人の遊客にして二回以上其遊女の許に来る者は床花と稱して若干の金子を遊女に與ふ其額大籠にて呼出しは三兩晝三は貳兩などを制規とす然れば遊女は僅かに此床花を以て一時の用に給すると雖も五節句、新年、歳末、或は新造出し、突出しの如き臨時の費用に至ては全く客人に無心を請ふより外なきあり是に於て渠等が參謀官なる番頭新造は種々の苦計を案して常に遊客の弱點を衝かむ事に汲々たり

渠等が遊客を籠絡せむとするや或は其人の性質の如何によりて之に

應ずる策は千變百化なりしと雖も其原則は大抵簡易にして即ち遊客に對つて戀愛の情を装ふに外なきあり或は深夜沈々たる時涙を双眸に浮べて境遇の慘なるを訴ひ或は笑を朱唇に寓せながら歡會の樂しきを陳べ久しく來らざる遊客には一封の艶書に萬斛の戀を酌んで茶亭に托し尙ほ遊客の應せざる時は特別に使丁を馳せて伴ひ來らしむるなど此等は遊女の慣用手段ありいよく遊客の己れに熱情あるを見認むれば起暈文を書いて之を取りかはし或は客の名を腕に懸し甚しきに至つては爪を剥き指を切りて至誠の意を衒ひたり錦裏に

女郎コレあの商家へ行つて錫の香箱との下の木藥屋へ行つて血  
どめと銀箔を買つて來や、そして歸へりにか針部屋で綿をちつと貰  
つて來や

とあるは遊女が指切りの準備を記したるなり野蠻の風習笑ふべし  
と雖も此社會に於ては一個の儀式となりて存在したりきされば遊客



も亦之と同じく起證文を書き入墨をしたり川柳に  
母の名は親父の腕にしなびて居

とあるは此輩に一針を與へしるり又泥坊證文と稱して遊女の所持金を盗みたりといふ虚構の證明狀を與へ遊女は之を永久に保存して若し遊女が己れに對する愛情を薄くする時は此證明狀に據りて公衆の前に恥辱を與ひしといふ

前に述ぶる如く二回以上來りたる客人は床花の外に惣花とて樓内の若者及び樓主茶屋等へ纏頭を投するを例とす此は寶曆の初丁子屋の丁山より始まれりといふ寛政七年の吉原定書に

一惣花と申客より遊女屋召仕共は爲惣祝儀金遣し候儀間々有之  
由之處遊興之儀とは乍申近來別て過分に相成候間自今成丈手  
輕に取斗手重之儀無之様可致事

此頃より惣花の高も床花と同じく一定の制規を生し大縮にて呼出し

晝三三兩以下之に準したり惣花を打つ時は樓主は松竹梅鶴龜などの島臺を客に贈りて來遊を祝す蓋し床花惣花を出すと同時に其客は馴染と呼はるゝの特權を得るを以て結婚の禮に擬して此贈物をあす之遊女よりも床花の返へしとして翌日茶屋に托つけて煙草を贈る客人既に馴染みとある後或は其無心を避けて再び來らすして他樓に遊び或は廊内の藝者に通し杯する時は遊女は大門に待伏せして其客を捕へ種々の難題を設けて之を苦しむるなり寛政七年の吉原掟書に

一馴染來候客外之遊女屋に參り候節吉原内途中にて馴染居候遊女  
とも其客を見當り候へば無理に連參幾日も留置尤右体の長留致  
候に付ては新造遊女數多附置其遊女共之揚代金も不殘爲相拂思  
義に寄り客之髪どもを剪其外法外の義に及候其上夜具衣類等爲  
掙候杯是等之儀客の身分に寄株祿にも抱り難義迷惑之儀染に付  
享保十一年證文の通自今右躰不法之儀仕辭相止若之内馴染遊



女へ對し不義理の筋も有之候は、神妙に茶屋へ懸合、立候様爲  
取扱可申事

されば此規約によりて無法の事は禁せられ、僅かに茶屋に命じて其客  
を弾劾するのみありしが、何時しか此制も弛みて天保の頃、攝津屋香以  
が愛を移したる爲めに、數百の黄金を抛ちたる事ありき。彼の風來が、若  
し飛鳥川の淵瀬定らす月草の映らふ色あれば、捕手待伏勢かこり羽折  
さかれ髪切られ、男は女の操を守れば、女に男の意氣地ありと嘲りしは  
これ也

或は遊女にして甚しく窮する事ある時は、番新遣手に請ふて幾何の金  
子を借用し、或は典舖に馳せしめて一時の急を救へり、されば上等の遊  
女と雖も、眞鍮の金具いかめしき簀笥の中は、常に空々として、半可通の  
爲に紙屑箱下駄箱の異名を受けたりといふ。小樓の遊女に至りて一層  
甚しく京傳が四十八手(寛政二年板)に左の文あり

外の新造來り見つ内障子の破れモシへ藏の月さん鳥渡顔を出してお  
呉んなんしくらなんだナ愛へ來て言ひあんし新造り耳はへ口あの  
ね、ばかなぎさんがね何うな錢なを一ト筋借してお呉んなんし明日御  
返し申いすどさくら久いしいもんだよ知らねへと言ひなんし新そん  
なら左さ標ま申いしやうと行くと田で密こコウでへぶ火が起つた登ぼせて悪  
リイ炭を俵で買つたと思つて奢ごるぜ

其の他坐敷持部屋持にあらざるものは、其の地位の賤しき代りに衣食  
住ども樓主或は姉女郎の負擔あるを以て、財政上の艱苦は却て少なか  
りき

### 第三章 衣服住居

衣服の制、古は纏箔摺箔を禁せられし事は、既に第一編、元吉原開基許可  
の時に、賜はりたる條目の中に名文あり、されば遊女は多くは無地の絹  
袖または縞類のみを着けたり、寛永の頃市中の婦女は帯の幅凡一寸五



分より二寸までを通例とみせしも獨り遊女は帶の幅を廣くせりされども尙ほ三四寸の上を出でざりき此頃は衣服の裁ち様も後世の遊女とは様を異にし振袖短かく謂はゆる六尺袖にして衣紋のゆきも甚だ短かまりき新吉原に移る頃に至りて漸く奢侈の風を生し太夫は綸子羽二重の類を着けたり(正享寛正の頃まで)洞房語園に寛文の高尾が客に侍せし時の衣装を叙して

下着には淺黄無垢また黒羽二重に石持つけし上着云々  
といへり降て天和二年に出版したる西鶴が一代男に同じく宴席に侍せる遊女を叙して

肌は白綸子中は紅鹿子の引返へし上は淺黄八丈の八端掛け云々  
然れども未だ此時までは洒灑淡泊の趣を尙び後世の如く錦天鷲絨に金糸銀糸縫付けたる華麗の風を好まざりき元祿の頃に至り遊女は一般に紫無地の禮を着たり稍其趣味の變せしを見るべし寶永(新吉原移

轉後五十年)に至りて漸く纏模樣もど華やかある衣服を見る元文(新吉原移轉後八十年)に至り志賀崎といへる遊女幅二尺五寸の帶を胸の邊りにて骨牌結かるたびといふに結びしより廣き帶行はれぬ其頃は此の志賀崎を異名して帶志賀崎或は帶獄門といひしと帶獄門とは幅廣き帶の頸の下に横はれる様恰も鼻首に似たりとの意なるべく其時いまだ世に珍らしき風あれば斯くは名づけしならむ

是れより漸く浮華に流れ一たび寛政七年の掟證文に於て舊制を興し伊達紋は無地にて大さ曲尺六寸に限りたりと雖も奢侈の風は依然として安永より文政に至りその絶頂に上はれり先づ衣服は天鷲絨縮緬縹子綸子羽二重を用ゐ金襴天鷲絨糸錦純子の類を帶とし纏物染色の摸樣に至りては各自の意匠と趣味とに依りて相同からずと雖も爰に洒落本の中より一二を抄録して一斑を示さむに

上着は白七子に紫のふき落しの源氏の雲の中に四季の草花を極彩



色の筆仕上げ紋所は藤の丸紫のより糸にて縫ひ無垢は純子の胴の縁は鷹色の無地八丈同じ模様を糸糸にてすが縫ひコビ茶純子に緋縮緬の裏を付けししさを占め(寛政三年田板京傳作師巻)

此は酒席に出づる座敷着の様ありまた

緋縮緬の胴にて紫縮子に金糸と銀糸で荒磯を縫ひ詰めた縁をとりし額無垢を着るち川か注文ばたにて大内桐を織つた壁ちよるのひらぐけを占め(同二年田板同作四十八手)

此は稍年若き者の襟衣の様あり

上着は花色縮子に海老を縫ひたる裾模様下着は萌黄もをるの額無垢鼠縮子に緋縮緬の裏を付たるしさを髪は兵庫結び櫛二枚と笄八本は當時のお定まりあり(同十一年田板三馬作寄物語)

此れは道中の噴衣装あり尙ほ舊記のいふ所を見るに文化文政の當時道中の襟は黒或ひは草色を多しとし模様の一斑をいば雲起り電閃

く處飛龍の天に昇り或は腹郁たる牡丹巖下に開く處狂獅蝶を仰いて狂奔するなど孰れも金糸糸をもて縫ひ出し五彩の濃淡相映し金色銀色眼を眩す小袖は白縮子三枚重ねにして五ッの定紋大きく染め出だし頭には玳瑁の珊瑚の笄珠を鏤め玉を飾り悠々あたりを拂つて仲の町に往來ふ八文字の姿は實に天下の盛観なりしとす

〔補〕北里見聞録に曰く文化十一年正月三日例の如く禮日にて家々の遊女二度着の衣裳にて爰を晴れと出立れもひくの繡物織物目をねどろかして練り行く中に京町一丁目鶴屋市三郎抱在原か出立こそ一際目立て覺へたり其襟大内武官の朝服を擬どりて上着の腰より上は地淺黄に銀糸を以て三重襟を縫ひたり是直衣なはしの心なるべし左の肩の邊りには金銀其外糸を以て切生の矢きりよを負たる形を繡物し腰より下は紫裾濃に染なして是には銀糸にて八ッ房の蕨を縫ひたり是奴袴ぬかばかの心にはや又帯は地猩々緋に金銀五



色の糸を以て垂の圓を纏ひあして結び下げ髻をば滑べらして紫の袋に包みたるを唐輪様に結び是と長船結び是綸冠の心あるべし其出立格別異様にして己が名の在原といへるより彼業平朝臣の出立を思ひ寄せたる成べし云々

昔の遊女は結髪せず慶長の頃までは髪のうちを少し結びて後うしろに是を下げたり寛永明暦に至りても只その髪を推統ねて頂に置けるのみ寛文の頃(新吉原移轉の後十年)と雖も猶髪に飾を盡せし者なし蓋し當時は市中に伽羅の油あければあり寛文に至りて山本屋の勝山片鬘に結びて勝山風の一派を創め此頃よりまた兵庫鬘島田鬘を生じたり吉原大全に「大橋柳町兵庫屋の家風を學びて今も兵庫風といふ鬘をなす」とあれども疑ふべし一説には攝津國兵庫の遊廓より此風傳はれりといへり島田鬘は寛永の頃京都の舞妓島田甚吉が意匠に出でたりといふ斯の如く次第に結髪の風に趣を加へたりと雖も當時の遊女は紅粉

を以て不潔ありとし薄化粧する揚屋女郎の風さへ賤しみたりき享保の頃に至りて木製の塗櫛を挿し幾程もなくして朝鮮籠甲の櫛筭行はれ寛延の頃より始めて時繪したる物を用ゐたり寛政に至りては一般に玳瑁をかざし彼の寛政七年の掟證文には元櫛一枚筭一本簪四本耳搔二本の制を設けたれども漸く此制を犯して數多の櫛簪をかざす者多かりしを以て其後櫛二枚筭簪耳搔等併せて七八本を限りとせり昔の遊女は紫草の足袋を穿きたりといへり何代の高尾にや足の指六ッありしを耻ちて紫草の足袋を穿さしこと舊記に見えれば或は西施の翠に倣ふといへる謠の如くこの高尾よりして一般に此風を傳へしものならん寛政文化の頃に至りて遊女は全く足袋を穿たず櫻田左交が當時の作高尾懺悔の淨瑠璃に

年か明いての樂しみはやがておの字の名を附けて無理酒のまぬ身  
 とならば素足も野暮る足袋になり云々



道中の履物も昔は草履にして爪隠しといふものを附けたり中古に至り菱屋の芙蓉といへる遊女伊達ある風を好みて墨塗の三ッ脚の下駄に草履を打ち付けて穿てり是れ駒下駄を用ゆるの濫觴にして享和に至り越前屋の和國四角ある塗下駄を穿ち是より後種々の履物を生しぬ寛政の頃までは樓内の廊下を往來するに必らず素足ありしが何時しか上草履を用ゆる事とはありぬ

遊女の住居は必らず樓内の室を樓主より借受くるなり日常の居室を部屋と呼び遊客を延くの室を座敷と呼べり座敷には床の間、違棚などを設け壁には書畫の幅物を掛けて花瓶には四季折々の花をさし琴三味線、碁盤、象棋、双六など遊藝の道具を飾り付け又湖月抄、唐詩選など和漢の書籍を置き衣桁には帯を掛けたり部屋には日用の調度、箆、筒、長持を始めとして大火鉢に茶瓶を掛け飲食の道具など積めり部屋は必らず座敷の次にありと雖ども全盛の遊女は二間三間の座敷を有するを

以て此の場合には樓内の彼處此處に相放れて設けたり此は其遊女の許に來りたる客人等が落合はむ事を憚ればなるべし總て部屋持座敷持は遊女の上等なる者に限り小樓の遊女は大概一定の居室ある廣き部屋に雜居せり大樓にても新造は姉女郎の室に寄るを以て特別の部屋ありし此等の遊女は名代部屋と稱する樓内共通の室に於て客に接し特に小樓にては一室内に數客を延きこれを割床わりどと云へり上等の遊女も始めは樓主より部屋のみを貸し與ひ彼の水金みづかねを以て室内裝飾の費を辨し其後富客の助けを得るに及びて更に樓主に乞ふて座敷とすべき室を借り造作より裝飾迄を自辨して座敷持とあるなり又座敷部屋の修繕は一切其遊女の負擔にして其外掃除の賃銀として樓内の雇人に時々若干の料を與ふる杯中々に費用を要したり寛政七年の掟罷文には此等の失費を禁したれ共實際は舊來の弊を改めざりしあらむ揚屋の存在せし時は遊女は皆揚屋に到りて客に接したるを以て居室



を美にするの要るかりしが如しと雖も貴人はみな直ちに妓樓に登るを常とせりされば却て當時の遊女は居室の結構調度に心を盡くせしならむ其頃遊女の揚屋に招かるゝ者は夜具蒲團を萬籠に入れて運ばせしといへば重ね蒲團も手重きものは此時未だ用ゐられざりしなるべし後世に至り衣服の華美を極むると共に三つ蒲團といへるものを生し敷蒲團は天鵝絨或は純子に緋縮緬の縁を付けたる鏡蒲團の綿の重さ八寸許なるを二枚重ねにし夜着も亦之に準し黒天鵝絨の襟に緋縮緬あどの裏を付くるを通例とせり明和の頃丁子屋雛鶴はじめて錦の五ッ蒲團を用ゐる古今に其例なしと人々評しあへり寛政七年の掟證文には金銀の糸交じりたる織物錦天鵝絨の類を禁し其數三枚を限りと定めしが幾何もなく再び豪華の風に陥りたりされども三ッ蒲團の制は決して之を變する事なかりき

## 第四章 言語

何地たりとも遊廊には里言葉さとことばと稱して一種の方言あるを常とすれども吉原の方言は取り分きて耳立ちたる節多し北女閩起原に或る老人の言を引いて此事を論して曰く爰ある里言葉は如何なる遠國より來れる女にても此詞を遣ふ時は鄙の訛抜けて古くより居慣れたる遊女と同じ様に聞ゆるありさればこの意味を考へていひ習はせし事なりとす此説大に信すべしされども吉原の方言は其處にて創めて起りたるものにはあらずして元吉原開基の時各國の遊廊より集りたる遊女がそれ／＼在來の方言を用ゐたりしものと歳月を經過するに従つて自然に相混同して此の如き方言をあせしあるべし元吉原にて遊女の言語は彼の後世に用ゐたる里言語さとことばの艶なつかしかしさに似ずして最も鄙びたり例へば

よんでさる(呼んで來い) はやくうつぼしる(急げ) いつてこよ(行つて來る) わよびやれ(ありき) ふつこばす(こばす) けちなこと(悪る)



い事) こうしろ(左様せよ) うみさるゝ(おそはるゝ) ひしがいたい  
(腹が痛い) よしやれ(仕やんゝ) こそつばい(こそばゆい)  
などの如し其頃の盆の踊歌に

こどしの盆はぼんども思はないからやがやけてもがりがふつこけ  
てぼん帷子を付て着た

又吉原詞もて作りたる歌に

おさらばえのしけれさうりこわせうし

そふさこうさはおつかあいかあ

そふすべいこふすべい又さつちやのはて

ふてい事かあやつちやありけり

以てその一斑を知るべし

以上元吉原遊女の言辭を見るに其頃、俠客社會に行はれたる六方詞はろくごと  
稍相似たるが如し此は第六編に於て述ぶべき土手節の唱歌が俠客よ

り起りて遂に廊内に行はれしと同一の論なるべし其後俠客廢るゝと  
共に斯の如き野朴の言辭は地を拂つて後世の里言葉と稱するものを  
生したり今古るき洒落本より一二の例を示さむには

おかさんに、おゐらんでおッしやりんす、晝はどはゆるりとお眼に掛  
りんして、お嬉れしうたさんす(明和板遊子方言)

どふでもしひせうから、今度ひとりで來なんしはんにへ(安永板唐來)

三和作三敷色

斯の如く詞の中に「ン」の音便を用ゆるを以て吉原里言葉の最も特異な  
る點とす、されば式亭三馬が嘘字盡に是を呼んでオイランダ國またア  
リンス國の語ありと戯れたり此語法は京都の遊廊にて古より用ゐ來  
りし所にて近松巢林が院本にも「あの御坐りんすが呑み込まれぬ」など  
書きたるを見れば吉原の方言は重もに京都より轉せしを知るべし  
里言葉も亦普通の言辭と同じく年代を經るに従つて多少の變遷を免



かれず例へば明和の頃まではゆきなんせきなんせなどいひしも天明の頃より文化の頃に及びてはおいでなんしきなんしといひ又四五年の後には「おいでなんしゅ」きなんしゅと變はりぬお頼み申しんすと勿ねたりし詞も文化の末にはおがみいす或はおがみすの類となり昔は「ござりんす」「ござんす」「ありんす」「ござんした」「ござりんした」などいへるも文化以降は「おさんす」「おさいす」「おざりやす」「おだんす」「さんす」「さいす」「さいます」「おつす」「おす」「ありやす」などと轉したり又妓樓によりて各々特異の里言葉を有し文化の頃の諺に「私扇屋しつたか玉屋さんす」「丁子屋おす松葉屋」と云ひ離せり尙ほ妓樓によりて言葉の異なる事は天明八年出版の京傳が傾城鰐に出て、世人も略了知する所なれば茲には詳にせず

又里言葉の外に通言とて遊客も遊女も共に用ゐたる方言あり此の通言の中にて或は廊外にまで傳はりて今日は一般の語となりたるものもあるべく或は一時廊内にて流行せしに止まり今日は何處にも通用せざるものもあるべく此等を一々を記さむには一部の字書を成さむばかりに數多ければ茲には只其大略を述ぶべし

大盡 富客をいふ大人の義あるべし或は大巨と書きたり此語今は一般に通用す

伊達 華奢風流なるをいふ男達を達衆をいへるより轉せしならむ仙臺の家中江戸に來りし時行装の美々かりしより伊達の語起れりといふ説は非なり今も關西の或る地方にては修飾する事を指して「伊達をこく」といふよし

粹 世事に通したるをいふ又通意とも書せり後世に至り之を述といひ通人大通通り者などと呼びたり此等の語は今も一般に用ゆとらりん坊 廊内を横行する無頼の徒をいふ後世は地廻りと呼び又素見、ずめさるどいひたり別に木椋鳥といふ語あり此は冬の頃



地方より伊勢參宮の序に江戸に来る者大勢一群をゐして廊内を見物する者を指していふなり

野暮 世事に疎き者をいふ粹の反對なり野夫と書するを正しとす後世武士の遊客を武左といひしも其意野暮と同じ

慶庵 輕薄便佞の徒をいふ昔し京橋の邊りに慶庵といへる醫師ありて人に陥ふ事に巧みなりしより何時しか廊中の流行言葉となり今は轉して雇入受宿の事を慶庵といふに至れり

半可 又また半可通ともいふ野暮と通との間に在りて所謂生物識の輩あり萬事を知り抜いたりとて高慢の風あるを賤しめていふ或は利いた風ともいひ「ふうたさい」とも隠語せり又似た山ともいひいかいぎせい 客人の權柄らしき時にいふ語あり甚しき擬勢ありとの意ならむか一説には頼朝富士野の狩の事里見義成を遊女の別當に拜して遊女に關する萬事を監理せしより權勢を振ふものを義成といふなりとす此説疑ふべし

しやら臭い 自分に過ぎて華麗を好む者をいふ越前三國にて遊女を「シャラ」といふより轉せし語ならむ今も修飾家をおしやれといふは此と同じ義なり

おかん 正月中の節の食物をいふ後世此語絶たり「かん」は羹の義なるべし

七夕 稀々に來る客をいふ  
晝狐 晝の中に来りて夕に返り夜間の揚代を拂ふ事を避くる客をいふ

廊下齋 遊客遊女の當てもなく廊下をそゝるあるさする者をいふ  
口舌 男女の痴話を言ひ過ぎて争を起すをいふ  
ぬし 遊女の尊敬すべき人を指していふ  
さし 差合あつて逢ひ難き客の事をいふ



おもかり様 お前様の狎客といふ義あり

向ふの人 用をたす商人を呼ひていふ後世に至りては何屋人といへり

素人家 一般の商家をいふ

ごてさん 御亭主様の義なり茶屋船宿の主人を指していふ

おかさん おかみさんの義なり茶屋船宿の妻を指していふ天明の

頃より茶屋船宿の夫妻を呼ぶには其實名をいひたり

兄さん 茶屋船宿の息子を指していふ天明の頃より實名を呼びし  
事前と同じ

鹽屋 自慢自惚の人をいふ其後天明の頃山東京傳か作の浮世蒲焼  
といへる本に艶次郎といへる自惚なる男の事を綴りしより又艶  
次郎といへる通言行はれたり

げび藏 食を食る輩をいふ俳優市川海老藏の名に引掛けていひた

る地口なり一説には海老藏が評判記にての地位高きよりくら  
い抜けといふ義なりとぞ後の説は餘りに穿ち過ぎたり

いふせ 容姿の厭味なくしてよきをいふ意氣な男といふ意と同  
し一とせ深川に假宅の在りし時地廻りに聲うるわしき者ありい  
なせともなや云々のそと節を格子々に歌ひあるき斯の如き  
事毎夜ありければ何時しか游女の仲間の噂となりていなせは未  
だ來らずやなどいひたり夫より遂に今の意義に轉用せるなり  
知つたかよう 遊女禿あど馬鹿らしいとの意味に用ゆ寛政頃より

の流行詞なり

又遊女の間には符牒言葉といふものあり馬鹿といふ事を「十九日」丈高  
き人の事を假名にねばしめし「丈短」き人の事を「字」の思召などいひ客席  
にても此隠語もて游女同志客人を評するを常とせしとす寶曆の初め  
の頃松葉屋の瀬川(四代目)といへる游女風流ある事を好み源氏五十四



帖に事よせたる隠語を作りて専ら其樓内に行はれたり例へば

帚木 情夫の事にして「有るとは見えてあわぬ君かな」といへる歌に  
因む

篝火 遣手の事にして心の火を焚いたり消したり物思ふとの義あり

逢生 煙草の事をいふ

夕顔 二度目に來りし客の事なり「はのく見ゆる花の夕顔」といへる歌に因む

雲かくれ 狎客の縁を絶ちたる者をいふ

から衣 喜の字屋の事をいふ

焚 錢の事をいふ

閨中の隠語には「驚鷲のふすま」羽をならぶる鳥「鶴のあさり」帆引の舟「月こもり」などいひたり

〔補〕此瀬川といへる游女は下總國小見川の出生にして當時廊中に名高き妓なり寶曆四年の吉原出生鑑に「茶の湯よし歌學よし中にも平澤流の卜筮よし」と評したるは是なり丁子屋離鶴が身請されし時に行末を占ひて言い贈りたる文に

聞き參らせ候處此里の火宅を今日し離れられて涼しき都へ御根引の花めつらしき御新枕御浦山敷事はものかは殊に殿は木そもじ様は土一陰陽を起し陽は養にして御一生やしなふと云字の卦萬人を養育し萬人にかしつかるゝと頼母敷もめて度御中とちよつとどうらなひり、候穴賢

てふ 離さま御もとへ

まつ 瀬より

其頃宮古路豊後節とて卑劣の淨瑠璃世上に流行し廊中にても是を好む者多かりしが獨り瀬川は新造禿若者を戒しめて此を語らしめず河東節半太夫節を習ひ覺させて酒席の興となせりと云



盤津文字太夫が己れに戀したるを座上にて辱しめし事依田百川翁の譚海にも見えれば茲に略す寶曆五年十二月或る諸侯の大  
夫に請出されたり

### 第五章 外出及逃亡

游女の外出は吉原開基を許可せらるゝと同時に禁制せられ只上等の  
游女(太夫)は時々評定所に出で、有司の給仕を勤めたり又毎春には禿  
の花見と唱へ全樓の游女一隊をなして上野、飛鳥山、或は向島に赴きて  
花の下に酒を酌み舞をまひ終日歡を盡すを例とせり評定所に出づる  
事は寛永の頃に至りて止み花見の例も文政の後には全く絶えたり此  
より後と雖も游女の病に罹る者にして廊外の醫師の許に至り或は樓  
主の別荘へ出養生する事は之を公許せり又親元の所在淺草近邊にし  
て父母の命歟旦夕に迫る時は樓主は特典を以て游女を病氣なりと宣  
言して家に歸らしめたり其時大門通の鑑札は

一此方支配何某店某抱へ遊女何某醫師方へ主人只今連れ罷出候由  
依之大門無御違可出候以上

名主 何 誰

#### 大門四郎兵衛殿

本文によれば樓主自から遊女を伴ひしが如しと雖も其實は遣手の隨  
行するを例とせり別に名主は通行切手なるものを交付す但し此通行  
切手は遊女のみに限らず廊内の佳人の外出する者は悉く之を要せり  
書法寸法とも町口によりて一定せず

表	揚屋町年番	裏	何番
名主	燒印	女二人	

斯くて大門を出てたる遊女が駕籠の内より珍らしげに町々を見廻は



しながら父を案し母を氣遣ひて昇夫を促がす姿思ひ遣るべし家門を  
 入れば病める親は瘖せ衰ひてむさくろしき衾に横はり病まざる親が  
 飛出つ如くに迎ひ入れて手を執りながら涙にくるゝ様哀れにも悲し  
 かゝる一生の歡會も七ツ時半(午後五時半)までには廊に歸らざるべか  
 らず淺草寺の鐘の音と共に従ひ來たりたる遣手に促かされて名殘惜  
 しげに立歸る様最も悲し

斯くの如く病氣の外は外出を禁するの制も何時しか弛緩となりて遊  
 客に誘はるまゝに病氣と稱して廊外に出てゝ觀劇舟遊などを恣まに  
 し樓主も亦之を默許し政府も之を不問に歸せしにテ寛永十八年名主  
 甚右衛門此事を上申し享保十四年また吉原町名主相計りて當時の町  
 奉行大岡越前守に上申して再び此制を嚴くせむ事を請ひたり其後寛  
 政七年の吉原掟書に於ても此制を設け病者の外出に限りて之を禁せ  
 ざりき

嘉永四年六月廿日江戸町尾張屋の遊女長尾番新尾の春と共に醫療を  
 口實として大門を出で引手茶屋の傭人を具して豫て狎客と語らひ船  
 遊を催しけるにテ此事遂に沙汰となりて妓樓と茶屋は事情を知らず  
 とも規定に背戻するを以て渡世留とあり遊女二人は客取り不致愼み  
 罷在るべしと命せられ茶屋雇男女二人は五町奉公構ひとなりたり  
 假宅營業の間は常時の法に拘はらざるを以て遊女の外出も稍自由な  
 りしと雖も政府は決して是を公許せしにあらず寛政十二年假宅營業  
 の時は特に法令を下して船にて遊女共差出すとも假宅の場所より江  
 戸向の方にて上陸せしむる事を禁しられたりされども此公文により  
 て察する時は船遊びのみは之を禁せざりしか如し  
 廊門通行の制は上に述べたる如くなれども或は遊女にして情夫の愛  
 に溺れ或は借財の淵に沈みて廊内に居る事を苦しみ竊かに逃亡を企  
 つる者あり然る時は樓主は八方に人を遣はして之を追躡し尙ほ大門



外の面番所に届け出で、岡引同心の手を藉り百方手を盡して搜索するを以て十中の八九は是を捕ふるを常とせり一旦逃亡したる遊女再び捕ひられて歸る時は樓主を始めとして遣手番頭など集りて嚴重に意見を施し搜索等逃亡に關したる一切の入費は悉く其遊女の借財とし是か爲に年期を増さしめ或は情狀惡むべき者に至ては更に私刑を加ふ又逃亡を企つる事二犯三犯に及ぶ時は樓主も殆んど其所置に窮するを以て女術を呼寄せて廓外の花街(即ち岡場所)に轉賣し此を稱して鞍替くらかきといふ而して是を買入れむと欲する岡場所の樓主は先づ番頭をして遊客の風を装ふて其樓に登らしめ彼遊女と一夜の歡會を共にせしめたる後身價あしほを定むるを例とせしとぞ

寛政七年の吉原定書に鞍替の事を制限して曰く

一 藏替と申遊女戀しめの爲其外勝手に付外遊女屋へ遣候儀有之候右藏替譯立候儀にて當人判人共承知も無之者非道之取計致間敷事

此等規定の名文を置きたりと雖も此處にいふ判人は大抵彼の女術にして樓主の奴隸となりて幾分の利を貪らむとする事に汲々たる輩なれば畢竟遊女は樓主及女術の奴隸と爲りて自由に轉賣さるゝことを免かれざりしあり

## 第六章 病死及情死

苦界とさへいふなれば遊女の境界の慘苦なるは勿論にして日夜遊客の玩弄物となるのみか寢食も心の儘にする事能はず或は宿醉に身を破り或は貧窮に心を傷ましめ内外の痼疾に罹るもの常に絶えざりき若し上等の遊女にして斯の如き疾病に罹る者ある時は樓主も大金を抛ちて求めたる秘寶なれば只管醫藥に心を盡し甚しき大病あらば豫て今戸山谷の邊に設けたる別荘に遷し(此別荘の事を寮といふ)禿新造を附従せしめて養生に餘念あからしめ樓主自から神社佛閣に賽して病氣平癒を祈るゝと百方盡力するなり然れども若し病める者中等以



下に位し左程全盛にもあらざる時は樓主の取扱は實に冷淡にして僅に庸醫を招きて藥を投せしめ樓内の小暗き室に置て朝夕の訪問をもなさず愈病危篤にして到底全治の望みなきに至れば死後の手數と元費とを厭ふが故に親元を呼寄せ證文と共に本人を引渡すを常とせり或は遊女の妓樓にありて病死する時は月行事より名主に届出で名主は親元と判人などを呼寄せて死体を引渡すの規定ありきされども親元の所在遠國なれば唯判人を立會人として樓主より土手の道哲に葬送し共同の埋穴に埋め之を稱して投げ込みといへり娼婦の末路眞に哀はれなりといふべし古の俳句に

酒池肉林の踊りとんく

早桶や禿一人りが見送りて

といへるは實境に入るの言なり

〔補〕延寶六年出版吉原戀の道引に曰く「現の傍に最と幽かなる庵

あり是をいかにと云に明曆の頃より道哲といひし道心者世をむづかしくや思ひけむ所も多きに此處に庵をなん結びて住みしが二六時中鉦の聲絶せず念佛かすかに聞えて如何なるも哀を催さぬはなし云々此他諸書に道哲の事を記すもの多し道哲は念譽上人といへる通世の法師にして此紅烟の巷に近き所に庵を結びて享保の頃まで存生せり世俗此を以て遊女高尾が情夫なりといへども其は大に誤れる説にして域内にある高尾の墓も後人の偽作信するに足らず寺の名を西方寺といへども後世に至るまで道哲の稱のみ普ねく世人に知られたり遊女の死体を此處に埋葬する料は大樓二朱小樓一朱を定めとせり

以上に述べたる病死の外或は人生の意の如くならざるを果敢なみ或は借財を重ねて支辨の方法に窮するより情夫と計りて與に共に自殺を遂ぐる者あり斯の如く情死するを心中と稱へ來りしに享保の頃町



奉行大岡越前守のいひけるは心中の字を倒しまにすれば中心なり即  
また忠の字なり忠は臣下の至徳にして中心は偏せざるの意あり男女  
の痴情に溺れて不潔の死を取るを心中といはひは理に違へり以來は  
相對死と稱ふべしとて是より相對死の稱呼に改まりぬ

此處にて情死する者は大概ね梨園歌舞伎に傳へて揚卷助六權八小紫  
など枚擧するに違わらねども事實は信すべからず殊に助六の事に至  
ては諸説紛々として甚疑ふべし近古に於て最も噴々たる事實は文化  
五年七月幕府の騎士藤枝外記が大菱屋綾衣といへる遊女と笑輪の民  
家に於て自殺せしことなり外記は知行五百石を領したれば其頃廊内  
にて君とねやるか五千石とるかふんの五千石君とねよう  
と謠ひたり其時みつといへる六才の禿の口供に

此度之事御尋に御座候處七才未滿之儀にて何事も不存唯姉様いと  
しどわつと泣出し申候

或は遊客に痴なる者ありて遊女に迫り或は之れを欺いて無理心中を  
企つるものあり元祿十六年聖堂の儒士三七といへる者若荷屋の大内  
藏を揚屋に殺害したるを以てその嚆矢とす此三七は解死人の罪に問  
はれて死罪に處せられぬ就いて面白き話あり何時の頃にやありけむ  
山口屋といへる妓樓に近江といふ太夫ありき年頃馴染みたる客の中  
に或る諸侯の重臣ありけるが金銀をつかひ果たして詮術なく或日近  
江に對ひて共に情死を致し呉れまじやと頼みければ近江答ふる様は  
今迄淺からぬ御恩を蒙りて死ぬる程の事妾に何かあらむ然れども最  
期は一生の美惡定まる所なれば近日衣服をど改めて其上潔く御手に  
かゝり侍らむと憶したる景色もなく言ひければ其日は客も歸りけり  
さて約したる時になりければ客も衣服を改めて來りぬ近江も同じく  
衣服を改めて及を携ひ玉いしかと問ふ客懷劍を出すを取て簞笥に收  
めて錠を下ろし快く酒汲かはしつゝ客に對つていふ様命さらく惜



しむにあらねど死して再ひ契らむ事ものごと昏し何卒我を思ひ玉は身みをいかに賤しくなしても存命いきながひ玉はれかし日々の仕送りは妾いいか様にも貢き参らせむとしみく諫めたりければ客も實にもと覺りて死ぬる事を思ひ止まり其後近江にかくまはれてめでたく世を過せしとぞ正徳元祿の頃廊内に於て情死の弊最も甚しければ樓主等は相計りて一種の法を設け若し情死を計りて遂げざる者は男女を縛いしめて日本橋の晒し場に三日の間晒したる後其族籍を削つて穢多に落す事となしたりしかのみならず仁太夫乞丐の首は直ちに此事を讀賣として市中に報道するが故に犯罪者の爲めには非常の恥辱とあるなり又情死を遂くると遂げざるに拘はらず妓樓に於て其室内の疊畳建具調度に至るまで之れを穢多に與ふる事とし穢多は情死ありと聞く時は直ちに現場に馳せて造作を取毀はち一切の什具を運去るあり故に樓主は巨額の費白を穢多に賄つて内濟を乞ひ犯罪者の親戚も相當の金子を

遣りて名主と協議の上本人の穢多に賤されしを取返すなど双方に於て幾多の手數と費用とを要せしを以て妓樓は大に取締を嚴にし番新遣手不寝番に命して巡視監を怠ららしめ遊女遊客も情死を企つる者を減したりとぞされば情死は維新以前よりは却て今日の方甚た夥きが如し畢竟するに此等の酷法は大に弊を正したるなり新内節に名高き尾上伊太八が情死は延享三年の事にして伊太八の本名は伊太夫なり當年處刑申渡の文を左に掲げて前に述べたる刑法の實證に供ふべし

延享三寅年十二月十五日揚屋入

無宿浪人

原田伊太夫

二十七歳

右の者儀津輕岩松家來にて江戸詰筆役相勤罷在去春三月頃より新吉原江戸町壹丁目太左衛門店太四郎抱遊女尾上を買揚け遊興致度



々奉公の間を欠候儀屋敷役人も存不首尾にて永の暇出て參方無之に付右太四郎方へ罷越尾上相對死可致旨申合去る十二月十三日夜尾上所持のさすがにて尾上咽喉一ヶ所突候上右の者儀腹一ヶ所突候得共兩人どもに不相果候に付於日本橋三日晒の上非人手下に申付非人頭松右衛門へ渡し遣す

延享三寅年十二月廿五日入牢

新吉原江戸町一丁目

太左衛門店太四郎抱

遊女 尾 上

二十三歳

(前文略す)於日本橋三日晒の上非人手下に申付非人頭善七へ渡し遣す

延享四年二月十三日落着

遊女の情死を遂げたる者は手足を一所に縛し死体を菰に巻いて葬る

を常とす蓋し渠等の亡靈其容を怨みて祟りをなすか故に此の如く狗犬と同じき取扱をして畜生道に墮落せしめて人間に祟をなす事能ざらしむるありとぞ其愚笑ふべくして其酷憎むべし元文の頃京坂より豊後節といへる淫聲を傳へ廊内にも大に行はれたりしより情死する者を益せり又文化の頃鶴山檢校が鶴山節を創めたりしか其音陰鬱にして同じく情死者を誘ふの嫌ありたれば名主は令を布きて廊内には是を禁せりとぞ

### 第七章落藉(年明身請身拔)

遊女の落藉には三種の別あり約定の年期を終りて廊外に出づるを年明といひ年期の未だ満たざる内に狎客の爲に贖はるゝを身請といひ親元より償ひ還さるゝを身抜けといふ年明を以て落藉する者は只樓主より証文を取返し朋輩知己に一言の辭を告げて去るに過ぎず其時名主は左の如き手形を交付して大門通行の權を證明せり



支配家持誰抱遊女誰事誰

今度相定申候季明候に付門外身寄之者え引渡し遣し候間大門無相違可被通候事

月 日

名

主

押切判

大門

四郎兵衛どの

渠等半生の惨苦を首尾能くろりて再ひ廊外に出づるを得たりとは雖も既に操行を破りて婦人の常業に慣れず熟々將來の活路を思へば實に心細き限りあらむ

〔補〕遊女の身賣りは廿五年期とて廿五歳の齡に至るまでを定めとしたれども大方は廿七歳にて年明きになりしどす

身請に至りては即ち然らず一朝にして前途數年の惨苦を免るゝのみ

みらず身請する程の富豪に引取られて一身の榮花をも得べきなれば渠等は大小ね此僥倖を待設けたり或は情郎の愛にはだされて身請けの客を情あく否ひなど洒落本人情本には見ゆれど其は普通の情に遠き事にして多くは自から狎客に身請けを乞ひ遊客も亦この事を放言して渠等が愛を得るの餌とせり身請をせむとする時は先づ樓主に談し樓主は更に親元を呼ひて其意を問ひ素より親元にも異存あるべき事にあらねば是にて談判全く整ふあり是に於て客人は身料金の外遊女に對する一切の負債を償却し身賣證文を取返し改めて樓主を親分となし平生親しくせし朋輩には赤飯と料理とを送り中の町の茶屋々々へも輕節と赤飯を配付し藝者幫間樓丁にはそれ／＼錢別を與へ客は常に送迎されたる茶屋に來りて盛宴を張り遊女も朋輩樓丁に送られて此處に到り幫間藝者を集めて盛宴を張りたる後此等一隊の男女に送られて大門口に待合はしたる迎の駕籠に乗り歡語喃々の中に別



を告げて去るなり天保中兵庫屋の呼出し女郎にて行岡といひしもの  
富澤町の富客に請出されし時は山谷より舟に乗りて向島の六七とて  
當時屈指の料理屋に到り行岡の親屬を始め廊内の藝妓暫間新造禿若  
者に至る迄都合四十餘人に新調の衣服を與へて此處に招を盛ふる祝  
宴を開きしそれく纏頭を出し中の町の茶屋へは赤飯及び經節を配  
りしとぞ全盛斯くの如きは多く他に比類を見ざるあり舊記に身請證  
文の寫しを載するあり左に抄記す

一札之事

一我等抱ちとせ方に和殿より被送候客仁右之千歳を金五百兩に  
て身請被致妾に被致度由御相談に付千とせ親兄弟に此段相斷  
申候處悦入候則右之金子今日慎請取我等里方に相成和殿方は  
遣し申候然る上者横合より構申者一人も無之候爲後日一札仍  
如件

誰

同

同

天和二年

戌三月十五日

揚屋

平左衛門殿

一札之事

一貴殿抱初菊方へ逢馴染參候處今度金六百兩にて我等方に根引  
致妾に貰受度段申入候得共承引被下忝存候若後日暇遣し候節  
者相應に片付出來候様致し貴殿方に相歸可申候尤御法度之  
賣女个間敷儀者爲致申間敷候爲後日仍如件

誰

元祿三年

十二月日

四郎兵衛殿



此證書によれば身請の爲に要する金は五百兩乃至六百兩を要せしを知るべく此外餞別等の諸雜費を加ふれば七八百兩に上ぼりしならむ彼の有名なる三浦屋高尾が仙臺侯に請け出されし時の價は純金にて小判三包だけの大さなりしといひ其後松葉屋半右衛門は一代に四人の瀬川を各千兩づゝに身請けされて俄かに豪富となりしといひ此等は皆例外の價格にして一般の標準といふべからず一説に身請の價は五百兩を限りとしそれより以上の金額は借財拂と稱へて受取りしとあれど前に記したる元祿の證書を見れば明かに六百兩と書入れたり思ふに斯くの如き價格の制限は寛政の頃より設けられしあらむ身請の客人若し此等の高價を避けむとする時は直接に親元に談判して所謂身拔の手續をなさしむ然れば身料の金額は大抵身請の場合の半に過ぎず廊内を出づる時の費用も節減する事を得たり以上述ぶる所は上等の遊女の身請にして品位稍下等ある者は従て

費用を減したりと知るべし又遊女には女<sup>〇</sup>街<sup>〇</sup>付<sup>〇</sup>女<sup>〇</sup>街<sup>〇</sup>あしといへる區別ありて始め親元より直接に身を賣りたる者は身請するに容易ありしも女街の手を経たる者ある時は女街は故さらに遊女の借財を殖やし或は私に年期を増しとて請出さむ事甚た難かりとす

〔補〕ここに身請けさるゝをさらひて非命に死せし哀はれなる話あり萬治の頃信濃屋の薄雲といへる全盛の遊女ありけり麹町より或る貴人の其許へ度々通ひ玉へども女少しも靡びく氣色あくさりとて他に言交はしたる男もあき様なるに予餘り心憎き女なりとて三千金もて薄雲を購ひ出し屋敷に伴ひ玉ひて檻の中に押しこめ色々口説き玉へども従ひまゐらすまじと始めより思詰り侍れば今更如何ほどの仰せあればとて一念を曲け侯事やあるべき筆と墨を貸し玉へよとて一片の文認めて奉つりけるその文にてくだ又傾城のふると申す事もさやくはそれをうれしがるに



て傾城は御家の人の如く自由にまはされ候ものとおぼしめす所が御大名だけの御不案内にて候御家の人どちがひたる御もてなしを御なくさみと存候へども御心に叶ひ候はぬは私が不仕合に候かやうな事をぞんじ候ゆる信濃屋へもたつてことは候へども怒にめでゝ屋形様へさし上候たどへいかやうに成候ども屋形様へ御うらみなく此うらみは永々信濃屋方へむくひ申候(此より下断れて讀めず)

とありければ殿は打笑ひてよし／＼左わらば十本の指を十日に切て心願通り苦痛をさせて殺すべしとて遂に其屋敷にて殺されけり

### 第八章 年中行事

この里に折ふしの移りかわる事一つ一つ記さむには興あるべし先づ元日には朝まだき七ツ時(午前四時)の頃湯屋町角町の湯屋々々より若湯觸れとて風呂湯の沸きたる事を五町へ呼びあくる家々の遊女もど

くより起き出てゝ沐浴粉黛に花顔雲鬢の姿を凝らし遣手が廣間へ出でよと呼はるを相圖として閨樓の遊女打連れて樓主夫婦の前に出づるなり此處にて年頭の祝儀を述べ屠蘇酌みかはして樓主より引手物を出す先づ遊女には縮緬の衣裳二襲新造遣手には紬絹の衣裳二襲禿には水綿の衣裳に若松の模様つけたるを二襲などそれ／＼の差あり此式了れば遊女ども部屋々々に行き通へて互に年禮を述べ正午すぎてよりは初道中とて仲の町の茶屋に出づる衣裳の好みなど常ど同じけれど付き従へる禿に押繪したる大羽子板を持たしむ茶屋への年玉は定紋付きの盃を桐の小箱に入れて何樓誰と上書きするなり廊内の松飾りは仲の町殊に目立ち茶屋々々には今朝掛かえし青藤目新し飾海老の上へは雨降らむ時の用意に家々の標つけたる傘を差翳し各樓の前には一トきは大きやかなる松飾り緑の色を滴らし橘橙の香りめでたく匂へり横町の小見世は脊中合せの松飾りとて三尺ばかり間を



置きて二重にしつらひしもいと可笑し此日は一般に夜見世を休む  
 二日も若湯觸れ昨日と同じ明烏の聲と共に蛤賣の呼聲勇しく大門よ  
 り入りて町々を行るき大門まで還りては又往き往きては又還るすべ  
 て還る時は呼聲を止めて往く時ばかり呼びあるくなり家々にては還  
 る者の蛤を買はすして往く者のを買ふを吉例とす今日より始めて遊  
 客の來る者多く遊女よりは屠蘇を饗應し年玉として手拭小菊半紙の  
 類を出す樓主の妻も紋付の小袖をつけて年頭の挨拶に出で臺の物に  
 は吸物口取焼肴など平日と異なりて最と町重あり茶屋より遊女への  
 答禮も此日にして茶屋々々の妻女遊女の部屋を廻はり行く様賑はし  
 め今日より正月晦日まで及び二月の初午と八日とは大黒舞來り遊女  
 は競ふて祝儀を取らす獨り江戸二丁目の角萬屋ばかりは家風として  
 大黒舞を舞はす事なかりしとぞ昔は木偶遣ひも來りしが何時しか大  
 黒舞に壓されて全く來らずありぬ

## 大黒舞名寄の前唄

大黒天は元日に恵方に向ひて莞爾と笑ひ初めたる福壽草朝日の出  
 つるが如くにて泉の壺に屠蘇の酒養老の酒菊の酒慈童か詠めも禿  
 さく君にゆつり葉橙密柑に柑子右近の橘左近の櫻園邊に植えて隠  
 れるき紫頭巾大盃舞を見さいな  
 千年の鶴は筭萬代の龜は籠甲の櫛さいたり  
 女郎衆の挿いたか  
 んさしは花筭の梅櫻開らき初めたる早咲は八重に一咲二枝を髪  
 結ひ目に飾り立てたる二人り禿の道中は外にはあらし此里へ來る  
 は誰故そなた様故來るはくる  
 廊女郎衆の初買大盃舞を見さい  
 あく

この前唄を謡ひて後當時全盛の遊女名寄せをいひ立て歌舞伎狂言の  
 身振聲色其他いろ／＼の物具似をなすなり天保十三年十二月吉原名  
 主より大黒舞座元七左衛門といへる非人小屋頭へ大黒舞の由緒を問



ひし時の答書によれば元祿中日本橋河岸に居れる小屋頭萬次郎といへる者豫て俗謡に巧みなりしが或る時大黒天の假面の河の面に漂へるを拾ひ此を被ふりて七藏といへる同僚に三味線を弾かせて遣化萬藏、遣化狂言を吉原五町に演せしを大黒舞の始めとすこの七左衛門といへるは七藏の末孫なり

七日は七種の祝ひ其他藏開き十四日年越し十五日十八日廿日恵比須講などの式は樓々によりて一様ならず昔は恵比須講を正月と十月とに祝ひしが文政の頃は十月に限り正月は質素ある式を行ふに止まれり夜見世は大概正月廿日頃より上中下共に取揃ふ

二月朔日より猿曳、大神樂など廓内に來りて種々の藝をみす初午の夜は江戸町一丁目二丁目京町一丁目二丁目の通路へ家々の游女の名を記るしたる大提灯を點燈し赤飯油揚、菓物などを供へて稻荷を祀り廓内に鎮坐せる九郎助稻荷、明石稻荷、開運稻荷、榎本稻荷などへ客人游

女打連れて參る者多く江戸町二丁目の自身番にては神樂を催ふすなど五丁の雜沓云はむ方あし翌日に至り彼の大提灯は稻荷へ奉納するなり

三月三日より花植とて仲の町には一孕の紅雲を漂はし士女の群集すること一方ならず此は寛保元年仲の町の茶屋々に鉢植の櫻を列べし時市中の噂喧しく見物に來る者夜毎に夥かりしを以て翌二年始めて仲の町に數百株の櫻を植え付け更に延享二年よりは青竹の垣を結び廻らし些やかなる燈籠を立て、一しはの夜光を添えたり年毎に植付の費用は百五十兩にして五分の二は見番より支辨し五分の一を茶屋より五分の二を妓樓及び廓内の雜業者より徵收したり徵收の法は日掛月掛などの便法により一時に支出する事はなかりき仲の町兩側の茶屋は大門口より水道尻に至るまで伊達染の暖簾うるはしく軒端には幕うち廻して床机に敷きし毛氈の色萬燈の朱を奪ひ花の香に競



ふたる留木の齋りいと床し一とせ紀伊國屋文左衛門が口すさみし句  
に其角が脇を付けて

白かねの霞うるさし夕さくら

紀文

黄金の花を蒔ちらす山

其角

昔は此月禿の花見とて禿新造など打連れて上野飛鳥山向島などへ出  
でたる事あり又遊女屋内の花見とて其日は遊女より若者に至るまで  
業を休みて終日酒くみ唄うたひしとぞ

四月となれば花も散りて若葉の梢何時しか夏めくにす此日の末の方  
より仲の町なる待合の辻へ發賣りの店出づ我から身を焦がすなど身  
につまざるゝ人もありやあしや

五月五日は更衣うつりかえとて遊女は新造禿に仕着せを出し自からも冬着を脱  
きて單衣に着かゆ此等の費用は皆馴染みの客に請ふて支辨せしむる  
なり誰やらの狂歌に

暮にげて春立返へる其客は

衣更えとて又にげにけり

此歌、遊女の口に言傳ふる所なりしもをかし此日游女は正月と同じく  
仲町の茶屋に出て、端午の禮を述べ又後世に至りては此日より仲の  
町に菖蒲を植えて客を招くの策としたり

六月は土用の入りより遊女それくの團扇を狎客茶屋などへ配る  
七月七日の夕には遊女等葉竹に白扇短冊などを結び付けて是に和歌  
を認めて立つ小見世の遊女も數人相陪らへて此式を行ふ又游客の勤  
めによりて様々の飾り物多ざるもありされば見物の男女廊内に入  
込みて雑沓するあり十日は四萬六千日とて淺草觀音の賽日あれば廊  
内も遊客多し十二日未明より十三日五ツ半までは草市とて大門口よ  
り水吐尻まで商人の店を列べ魂祭りの調度の外、髪かみの飾り、手遊物など  
を賣る十三日の夜は遊女悉く休業して三々五々廊内を散歩し部屋に



ては用簞笥の上るゝに父母の位牌を飾りて心ばかりの手向け又みる  
哀れなり

牛馬の繫かれぬから流れけり

ちいさい時を咄す傾城

此等の句情深し十五日は禮日とて中の町の茶屋を廻はる事正月端午  
と申し

六月晦日より七月中は仲の町の茶屋に盆燈籠を出し其うち十三日十  
四日は休み十五日より新たに代はり目の燈籠を出す凡べて中元に燈  
籠を點ばすは右より一般の風俗にして廊内にも始めは思ひ／＼の  
燈籠を用ゐたりしが享保十三年七月中萬字屋玉菊が三回忌追善の爲  
めに河東蘭洲といへる者揚屋町ある三味線彈き河榮が宅にて河東節  
を語り當日の來客に箱提灯を與ひて各々自宅の軒端に鈎下けしめた  
りしが大に廊内の光景を盛にしたるにより其翌年は新たに一椽の切

子燈籠を點はしこれより年毎の例となりて或は廻はり燈籠よま總燈籠な  
どの意匠を加ひ今日に至るまで此例を存せり

〔補〕玉菊は當時の名妓にして仲の町へ出づる毎に小さき禿には  
金百疋つゝ包みたる目錄を持たせ又大きな禿は貳百疋づゝの  
目錄を持たせ彼方此方の床机に腰うち掛くる度ごとに此目錄を  
纏頭に遣りしとゞ斯くはかり全盛の遊女なりしも生來の大酒に  
身を破りて二十五歳にして死せり生前いたく河東節を好みける  
を以て其時廊内に河東節の名手たりし蘭洲(通稱蔓蔦屋庄次郎)が  
同志と謀りて三回忌の追善を催ふし俳諧師岩本乾仕(竹婦人)と號  
す河東十寸見と親しかりしを以て河東節の淨瑠璃を數多作りた  
り)に請ふて特更に水調子といへる歌を作りて自から謠ひたり水  
調子の中に

二人が結ぶ白露を眼元で拾ふ延紙の二折り三折り年を経てい



ふた言葉を調らぶれば泣くより外の琴の音も二十五絃の曉に  
碎けて消ゆる玉菊の光りは假の物ながら本來空のあかりには  
實にとぼすべき提灯も燈籠もいらす掻き立てす有りし夜店を  
其儘に云々

玉菊の身まかりしは享保十一年三月二十九日にして其時二十五  
歳なりき水調子に二十五絃の曉といへるは其故なり遺骸は淺草  
光感寺に葬れり中ぐる明和の火災にて墓銘の失せにけるを其後  
住持の僧が作り事して他の墓をもて玉菊の墓なりしといひ出せ  
しより寶永中に死せりなど誤説傳はりたり又何時の頃にやあり  
けむ俳借師何某といへる者淺草新堀端永見寺の住僧を語らひて  
其處に玉菊の墓を偽作して中萬字屋より追善などしければ此も  
また世間に信せられて光感寺の墓は虚ありなどいふ者ありき  
昔は盆燈籠の間小供芝居曲馬輕業ると催したれども中頃故ありて此

337570

事やみけるとぞ

八月一日は八朔とて遊女は白無垢の小袖をつけて道中す昔は端午に  
染地の袷八朔に白き袷を着る事ありしも寛文の初め新町の宗玉屋號  
を失すの抱へ夕霧といへる遊女が一歳とせ八朔の日寒かりし時白小袖を  
着たりしかば袷の肌寒けなるに引かて他の遊女より目立ちて見え  
しより其あくる年の八朔には殘暑烈しかりしにも拘はらで一般に白  
小袖をつけ是より年毎の例とありしとぞ一説には元祿年中巴屋高橋  
が兼々病に臥しけるに八朔の日深く契りたる客に招かれて白小袖の  
寐衣のまゝにて揚屋に到りしを始とすどあれと疑ふべし元祿の頃若  
荷屋の奥州は白小袖の上に薄と鬮とを墨繪に畫がせて道中せし  
かば見る人舌を捲きけるとぞあり

〔補〕この奥州が行には奇あること多し揚屋入りの時點はす提灯  
に「手れんいつはりなし」と書いて定紋に代わしこと今も世の語草



なり某國の太守と久しく馴染みけるがさゝわりの事いで来て中絶なむとするに

戀死あば吾が塚でなけ時鳥

とよみ出でしかば大守も其真情の深さに感じて元祿十一年の春請出されしとぞ

十四五六日は仲秋觀月の式あり柿、芋、團子、枝豆、栗あど堆く三方に積みて月輪を祭る遊女の部屋には七草の造り花を飾りて秋野の様を寫つし或は硝子の簾を掛けて蒲團細を飾り小供芝居、木偶遣ひなどを招きたりしか後世に至り此事やみたり又聚に輾茶を入れて客に贈りし事も廢れて月見盃を贈ることとなりぬ

此月朔日より九郎助稻荷の祭禮にて練物など出して賑ふ事甚しく文化の頃までは大門に葉竹を立て、七五三飾をあせり又此の月朔日より晴天三十日の間遊女の歌舞を能くする者は俄踊を催して諸人に見

せしめたり昔は春秋二季に俄踊ありと舊記に見えたれど疑ふへし俄踊の起りは明和四年眞崎天神へ奉納のために年若き遊女を出せしを始とす明和の頃の俄踊の繪畫を見るに其内に「大津繪所作事はやし方大出来」くどありて引摺屋ひきずりやたい臺揚障子に藤の花を下げ内にて囃子の体其前に女藝者おんなぎやかいしおくめ、おゆき、おあみなど囃子方にて何れも振袖ふりそでを着し頬ほ被りかぶをあして立ながら三味線さんまいせんをひき爰こゝに新かなや内うちたけの、大糸おほいとびや内すまの振袖にて塗笠ぬりかさを被り藤の花を持て所作事を演ずる様子あり次に京町一丁目まんどら持禿十八餘とあり其跡に官女揃ひとありて鶴屋内つるやうち、岡本屋内おかもとやうちみよ頼たの俵たわらや内もみぢ丸まる糸いとびや内ゆかり、若松屋内若鶴わかしづ何れも五ッ衣ごつえに緋あかの袴はかまにて瑤たま浴ゆをいたおき檜ひの柄がらを持もつ後のちろより爪つめねりの傘かささしかけたる様を圖せり其後遊女の俄踊漸く衰ふるに及びて今日の如く僅かに女藝者の手踊り幫間の茶番とはなりぬ又俄踊に獅子の練り物を出す事は安永の頃藝者おんなぎやかいちといへる者



木遣り音頭に巧みありしが始めてこの獅子を出し大當りをなせしより年々の例とありしとぞ

九月朔日は佳辰とて家々思ひくゝに祝ひの式あり九日は重陽の節句十二三四の三日は前月と同じく月見を催す遊女は片月見といふを忌みて前月の月見に來りたる客人には必らず此の月の月見を約するありこれを後の月見といふ文化九年九月には仲の町へ菊を植へ其後數度菊植の催しありたれども費用のかゝる割に遊客を引く事能はざりしにや何時しか此事やみたり

十月亥猪より各樓共に大火鉢を出す廿日は惠比須講にてそれく祝宴を開き此日は遊女に業を休ましむされども全盛の名あるものは之を恥ちて馴染の客を迎ふあり

十一月八日は火伏ひふしとて妓樓の庭に密柑を蒔き散らして幼あき女童に拾はしむ此夜は家々の軒端に挑灯をつるす十七日より十八日迄は秋

葉祭とて水吐尻にある常夜燈の前に假屋を建て、商人ども店を出し遊女あど賑はしく參詣す

此月酉の日毎に酉の市とて淺草田圃に鎮座せる鷲神社の邊りに市場を設けて熊手などを賣る店集まるを以て廊内も常に異なりて繁昌す此日に限りて廊内にて西河岸より外に通する門を開き棧橋を掛けて遊客を入るゝなり天保の頃今紀文と呼ばれたる津國屋香以が句に

刎橋や酉一日の天の川

文政の頃までは此事なし思ふに近代より始まりしあらむ十二月八日は事始め十三日は煤拂の定めあれども多くは此月の始めに掃ひ了るなり十七日十八日は淺草觀音の市にて廊内に入込む者多し妓樓よりも人を遣りて大連摩を買はしめ大黒柱の上に安置するを吉例とす此月廿日より家々毎に餅搗ありて箕輪金杉山谷今戸の邊より出入の鶯の者手傳に來り遊女より半天股引手拭あどを與ふかの惣



花の例を始めし丁字屋丁山が寶曆年中に始めて仕着を出せしとぞ餅  
搗の歌は

聲はすれども姿は見ゆる君は野にふる蟋蟀せむし

美濃に妻もち尾張に住めば雨も降らぬに美濃戀にし

とろりくんと沖乗舟の女郎衆招けば急そぎ乗る

同じく廿日より大樓は店を出さず廿五日より一般に休む廿二三日頃  
より翌春松の内までは暖簾の内の廣庭へ爐を掘りて新造禿ゑど焚火  
をあす之を庭釜といひ文化の頃までは一般に此式を存せしが其後次  
第に廢れたり其頃大和國奈良に此風行はれしといへば思ふに遊女の  
奈良の木辻より吉原に來りし者此風を傳へしならむ大晦日の夜は狐  
の面を被ふりたる太神樂手に鈴と幣とを持ちて妓樓の厨に入り込み  
遊女は樓上より十二銅を投げ與ふ總べて此月は年の暮れとて遊女の  
入費常に増して中には工面にわぐみて心を痛ますあり仕舞よき座敷

には手櫛つき高笑ひ年玉物こしらひて夜半すぐるまで遊び又約束の  
違ふたる部屋には何事かあらむことくしく留しり曉かたよりさす  
がに音なくなりぬること年の名残りも心細けれ〔文政四年山版鼻山人作魂  
粒恋〕

これにて遊女一年の行事了る延寶の頃金屋三左衛門が家に雲井とい  
へる遊女ありて徒然草にあらひて此里の年中行事を物したる其文い  
まに傳はりたれば讀者の參考にもと重複を厭はで左に記るす

さとのらく書

雲井

折ふしの移りかはるこそ物ごとにかかしけれ さとの賑ひは秋こ  
そまされど人ごとにいふめれどそれもさるとにて今ひときは心も  
うきたつ物はくるわの春のけしさにこそあんめれ 物うる聲など  
殊の外に春めきてのどやかある日かけに大こく舞など舞ふ頃より  
やゝ春深く霞渡りて移し植たる花もやうやくけしき立つ程こそあ



れ、折しも客足いと打つときて心せはしあく櫻散り過ぎて青葉に  
 成行までたゞ色に心をのみぞなやます、花橘になつかしき人の袖  
 の香をしたひ、あは梅の匂ひにこそふりにし客も立歸り戀しう思  
 ひ出らるゝ山吹の實のなき事もなくさまれて藤の花にこそ投かけ  
 て頼める色は思はるれ、すべて思ひ捨かたき事多し、瀧佛の頃若葉  
 みどりしけりあんど身もかろく、と涼しげにあはせに移りかはり  
 て人先へひとへ着たるもこそろなく見へて戀しさもまされりと人  
 の仰られしこそげにさるものなれ、さつさあやめふく頃早苗どる  
 頃めかくしどりはなしてみやれば、くろなにはあらでたんぼより  
 客のうら口をたゞくなどれもしろからぬかは、水無月の頃祭に出  
 し人のうす物着揃へ造り花などかさして來つるもはなやかなり、  
 水無月のはらへに明石九郎助の宮居にちのわくるゝも又たかし、  
 七夕祭るこそなまめかしけれ、どうろう三のかはりばてゝ俄の賑

は過行き夜寒むになる程かこの聲にまかへて鷹のなきくる頃新造  
 衆のいろつきて男を思ひ益に太夫たちの物貰ふ法師のまねしてき  
 めるぐらになどわけもあく打すきし、二階よりわさた菊りはすな  
 んどどり集めたる事は秋のみを多かる、又野分のあしたこそたか  
 しけれ秋風起りてはふうりな音かねをはつしひえまきころげかち  
 てもとのどぶつちにかへる、すべていひつゞくれば源氏物語枕の  
 さうしあんどに事ふりにたれとたかじきとまた今更にいはいしどに  
 もあらず、おほしきといはぬははらふくるゝわざなれば筆にまか  
 せつゝあちきなきすすさひにてかひやりすつべき物あれば人のみる  
 べき物にもあらず、扱冬枯の三月ばかりこそ春秋にもれさく、か  
 どらまじけれ、たはくろどぶにももみちばの散とままりて水にも  
 鳥の足跡しげく霜いと白う置けるあした口よりいさの白くたゞせ  
 て今宵こそとて入來る客の常より多きこそをかしけれ年の暮はて



人毎にいそぎあへるこそ又なく賑にてすさまじく、年の市の戻りどてさまくの物どこのひつまかさねて多くの人の揃ひ着て物荷ひ戻れるさま、いはんかたもなく家にあるものはみやけもたらしこれかれと取ちらしたるもかかし。

〔補〕この雲井は櫻田兼房町の菓子屋の娘にして十年の時母に後れ繼母に養はれて十九歳の春此里に身を沈めけるが風流の道を好み俳諧和歌は素外に學び手跡は文山に従ひて最も楷書をよくす或人此事を聞いて雲井の容となり明けの朝いふ様は女の四角文字書く事何となく高慢げにて心憎し今日より吾れ御身の楷書を質に取りむ程に此質を請出さぬ中は必らず四角なる文字は書き玉ふなどて黄金百兩を與へて證書を取りたりければ此後また楷書を書かざりし。

前に述べたる年中行事の外に丸の日紋日といふ事あり此日の游客は必らず晝夜の揚代を拂ふを定めとし正月七日まで及び十四日十五日、廿五日合せて十日を丸の日といふ此は十日の日といふべきを態ざと丸の字に一點を加へて丸の日といふありとす紋日は五節句にして小袖の紋所五ツあるに因みし詞あり或は又物日とも云へり享保の頃には紋口の敷漸く殖えて毎月十ヶ日の餘に及びしが其後漸く減りて今は毎月三四日に過ぎずありぬ。



御高著花街沿革史中游女篇今晚并見致し終り候先夜御光來の節一覽の後存じ寄り候義何か認め申すべき様との御示しに御坐候ひしも無骨者の野生たゞく御蔭を以て種々の事情を承知仕り候而已別に申し上ぐへき様の所存も起り申さず候但し正直に有り体を申し上ぐれば歴史攻究など申す志は平素餘り相抱き居り申さくる故にや謹讀の際内々の御話しながら篇中に相見え申候高尾に會ひたくなり勝山に會ひたくなり瀬川雲井等に會ひたく相成り候ひしほかにば神以て他念も湧かず候ひき近來承はり及び候らへば品行方正とは思慮ありて待合へ車を馳せ候事身持放

埒とは無分別より大門を馬にて出で候事大通とは腹の冷き君子の事野暮とは胸の温き愚人の事と世上一体にて相定まり候よし是等狀況を逐一篇中の高尾等以下に申し聞け如何様に噂致し申すべや所存のほど相尋ね候ひ得度存じ候御さき眞白の堤の雪に駕籠を飛ばす息子株より我が家樂の釜盃と悟つた顔の老夫までを併せて罵倒致し候らしく覺えられ候此里へ入らぬが通の通と申す一句も今は古めかしくなりて通よりも猶痛罵されたるらしく通の通を振り廻して居りさへ致せば名譽安全信用堅固貯金増殖公債長久いゝ子となること受合とさる人の申されたる世に際し



て疑忌を避けられざる御高著流石は平素素隠闡微を  
事とせらるゝ貴臺の御事と何は措き敬服のほか御坐  
無く候猶も今より從來の史家か捨て顧みざりし此類  
の史と史の料とを今後の史家と後人とのため續々世  
に公にせられむことを自力には歴史攻究等思ひも寄  
らざる野生等が深く御懇望仕るところに御坐候先は  
愚意限り申し述べ候以上

十一月三十日夜

幸田露伴

關根只好様

臺下

### 第六篇 遊客

#### 第一章 武士

凡そ此處に入りて一宵の歡會を買はむとする者士農工商の別なく謂  
はゆる蕪蕘の者も往き薙薙の者も来るなり文化二年江戸町奉行の廳  
吏より吉原に對つて古來より武家方を客に致候ても不苦儀に心得居  
候哉との尋問を起せし事ありしが其時の答辨に

一 武家方にては御越之節は無辭退客に致來候儀は前々よりの儀に御  
座候に付客に致間敷儀ども不存候尤是迄武家方にて遊女揚代金滯  
不相濟候上は無餘義御訴認申上候得ば訴狀上置候様被仰度追て御  
呼出可被遊旨御下知有之然處右相手方より早々懸金右出入内濟仕  
片濟口にて御下け願候得は願之通御下け被下置別に蒙御沙汰候儀  
無御坐候

一 五拾間道に相建被下置候御高札御文言にも鍵長刀門内に堅停止た



るべき者也と御座候

一享保年中大岡越前守様御番所に書上候扣書之内元和年中吉原之場所御免被仰付候其節被仰渡候御個條之内に武士商人跡之者に限らず出所不備不審之者徘徊致候は住所吟味致彌不審に見え候は奉行所へ可訴出事と御座候

されば吉原舊來の掟に於て武士の廓内に入り來る者には制限する所ありと雖も未だ武士の廓内に入る事を禁ずるの明文なく加之妓樓茶屋などより武士の客たる者に對して貸金の訴訟を起す時は町奉行は之を受理するを例とし決して武士の妓樓に登はり及び妓樓の武士を登ぼすを咎する事なかりき蓋し武人人烟花の巷に立入るは大に其氣骨を害するに相違ふしと雖も彼の第一編に述べたるか如く政府は花街を以て中央集權の具となせしを以て斯くの如く武人に對して寛なりしならむ又北女間起原の開卷に曰く

天正慶長のころ御歴々へ遊女を召されしは甚た意味ありたるどの事にて其頃までは諸侯がた多く御國御在城あつて江府へ參勤し玉ひければ籠中方奥方は皆御在所に居たまひけるを何卒江府へ來り玉ふ様どの其内計らひとぞ此事憚り多ければ委しくは記さず此内計らひは京町一丁目三浦屋四郎左衛門預りたり

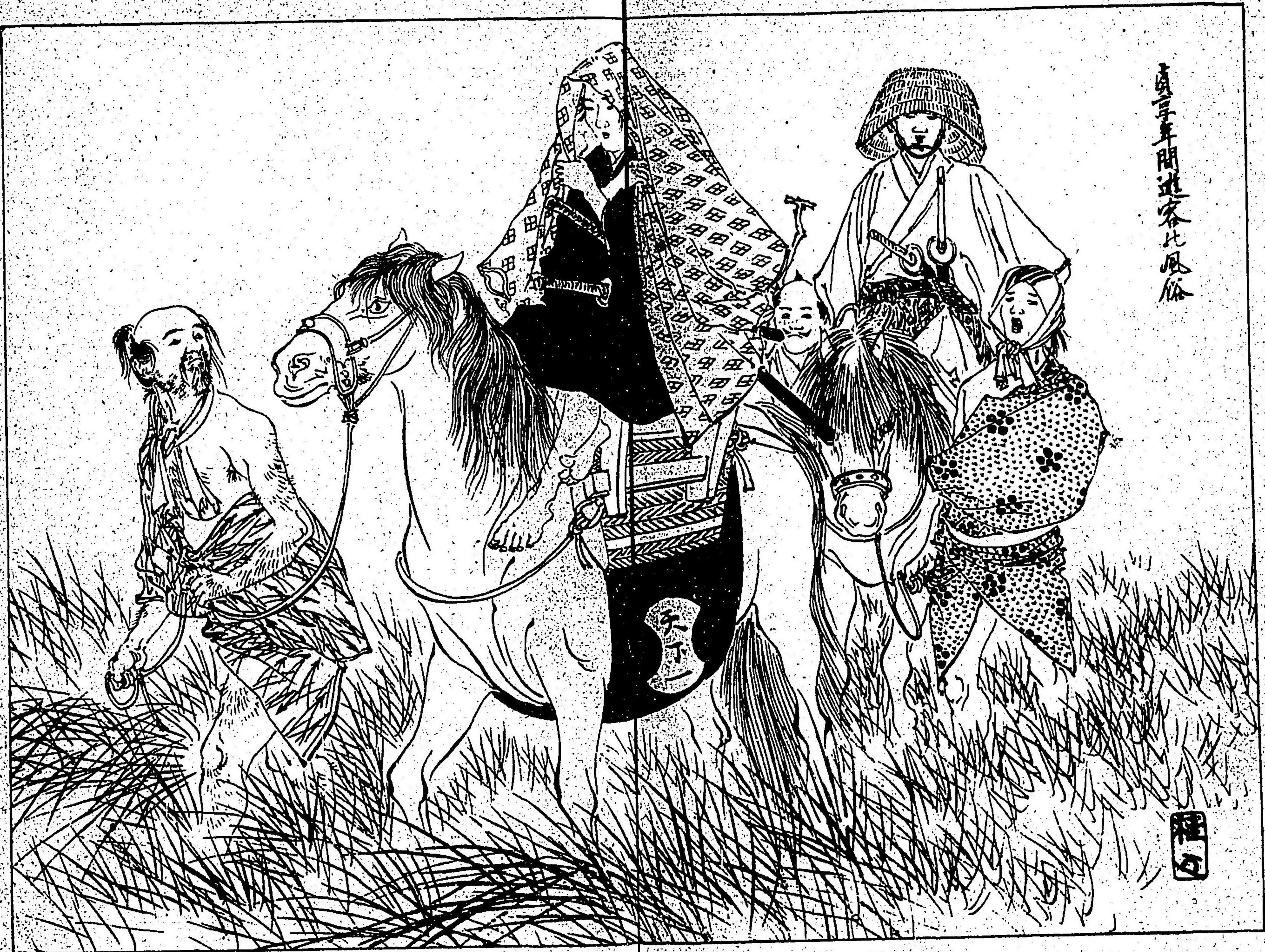
此説や々穿鑿に過ぎたるが如しと雖も既に第一編に述べたる如く吉原開設の當時は評定所へさへ遊女を招き入れられたる程ありければ士大夫の顯位に在る者或は一城一國の君たる者にして豪遊を此地に試みし者夥たしかりき此等貴紳の人の來り遊ぶ時は揚屋に遊女を招く事なくして自から妓樓に至りしを以て妓樓は大抵通常の入口の外に玄關式臺を設けしとす萬治中仙臺侯の事あり寛保に至り榊原侯の事あり此後漸やく貴紳の足跡を絶し此の如き玄關式臺の制も全く廢れ文化に至りて僅かに旗本家人或は諸侯の留守居などの全盛を街ふ



る者あるのみとはなれり

〔補〕洞房語園に其頃町奉行某が此處に遊びたる話ありひとせ  
淺草御門の邊より水道橋の邊まで御堀御普請ありし砌吉原も賑  
ふたり夏の日の事か冷水を賣る童中の町に居りしが客人水を望  
みて天目に一つ香舌打して袂から銀錢十文斗取出し冷水賣の小  
童にたびければ小童光る錢を見て其儘宿に歸り親共に見せけれ  
ば親共も終に見たる事はなしとこら持あるさ相店の者共に見せ  
たり此客人は平左衛門といふ揚屋にて京町高島屋が家の齋とい  
ふ大夫に折々逢れたり此游廓にて風流花麗なるとも折ふしには  
有りといへ共冷水一杯銀拾匁に賣れたるも随分下直あるものか  
同書には此の下に漢の京兆尹張敞が故事を引きあはもこの「銀錢  
の客人は供人敷輩つれらるゝ時もあり單騎にて微行ある折もあ  
り大かた素顔ありし」と記るせり明らかさまには言はねども其時





貞享年間遊客此風俗

種方



の町奉行の事に相違あるまじ  
仙臺侯の事は異説多くして信を措くべき事稀れあり其臣下原田  
甲斐が自ら爲にする所ありて土佐座操芝居のものに賂あひこと  
さら事實を皇張して世間に傳ひしめたりとぞ同侯が三浦屋高尾  
の許に通ひ女のつれなさを怒りて墨田河にて手に掛け玉ひし事  
は演劇にもなし人も語る事なれどもこれ亦疑はしき節多かり此  
事に就ては別に幸堂得知翁の高尾考あり他日梓に上はして世に  
公にさるべければ茲には述べず

第二章 使者(通りん坊)

正保の頃より江戸に男伊達といへる者を生し鶴鶴組吉屋組鐵棒組  
籠組唐犬組大小神祇組など組合を設け各組毎に數百人の男伊達を集  
め其中には幕府の騎士あり市中の博徒あり間々兇暴兼併の弊ありと  
雖も多くは氣任俠を以て事とし晝夜吉原に入り込みて之を通りん坊



と異名せり

〔補〕 通りん坊の意義に就いては古より數説ありと雖も思ふに後世の地廻り又は素見ひらきあどど同じき意ありといふ説眞に近からんか

此輩の内にて最も著しきは死人小左衛門、放駒四郎兵衛、夢の市郎兵衛、幡隨院長兵衛、深見十左衛門、その外唐犬組にては唐犬權兵衛、同與兵衛、笈籬組にてはさる八兵衛、同源吾兵衛、吉屋組にては三浦小次郎、相馬小次郎、高木仁左衛門、神祇組にては水野十郎左衛門、加乘甲斐守、坂部三十郎あどわり吉屋組はまた白柄組ともいひ幕府の騎士の團體なり我衣に此組の風俗を述べて曰く

髪を手一束たばに切りヲブサを取れぬ用心し冬縮緬白大綿入一ツ帯も白く三重に廻し袖口白太く括り丈は三重の少し下へくだる程に短く鉛三匁づゝくけ込み襦のはねかへるをよしとす長さ大小を帶し

柄糸下緒何れも白し

總べて其頃は遊客の装束に白さを尙び白柄の刀、白草の袴、白き馬に乗りて往きかふを風流とし駄賃馬の價も並等なびらにては日本橋より大門口まで二百文なりしと雖も飾り白馬あらは三百四十八文ありしとす又明暦の小唄に

春の日の糸いふ分けて柳たをるはたれくく白き馬にめしたる殿御よ

どうたひけるよし思ふに此の如く白さを好みしは白柄組より起りて遂に一般に寛濶伊達などの標本となりしものあらむ又此等の俠客を六方者といふ、そは前に引用したる我衣の文にある如く小袖のゆき短く刀は極めて長く無そりの刀を門にさしたり手を振てあるくより兩刀の前後に出でたるに兩手を加へて六方とは云ひけるとぞ

神祇組も亦旗下の士にして水野十郎左衛門は知行五千石を食み加乘



甲斐守は一萬石、坂部三十郎は同じく五千石ありき。水野が家には四人の臣ありて之を綱、金時、定光、季武と呼び、更に用人筆頭を保昌、獨武者と名付けしとぞ。後世曲亭馬琴が八犬傳に馬加大記が家宰の名を四天王にゐざらひしは全く此事に思ひよせしありとぞ。此三人をはじめとし、廊内市中に荒れまわりしかば、其頃の落首に

夜更けて通るは何者ぞ、加衆甲斐か泥棒か、扱は坂部の三十か

水野か町奴(町人の俠客)と相聞きて、幡隨院長兵衛を殺せし事は、今も人のよく知る所あり

唐犬組、筑籬組などは、市中の博徒にして、即ち町奴なり。唐犬組の首魁たりし、權兵衛は額を大きく、扱上げ風流ある男なりしより、年若き者は皆これを真似て唐犬額といひしとぞ。寛文の頃の俠客深見十、左衛門が句

名月や来て見よかしの額際

又其頃の小唄に

額の際の前から見えぬを来て見よかしのエ  
とうたひしは即ち唐犬額の事なるべし

此等の通りん坊の言語は一種異様にして、之を六方詞と稱し、後世に至るまで、戲場に於てこれを演べたり、極めて緩慢なる音を思ひ片言を好みていふ、かたじけなさをかたじけなさいといひ、涙をなだといひ、事だをこんだ、打掛くるをぶつかくるなどの類、これあり、思ふに、彼の前編に

述べたりし元吉原の遊女が言葉も此等より轉せしものらむ  
其頃また土手節といふ唄ありて、此輩の間に行はれたり、土手節とは日本堤を往き通ふ時に歌ふとの意あるべく、猶は後世のそとり節などいふと同じ洞房語園に載せたる土手節の歌は

かゝる山谷の草深ければ、君がすみかと思へば、よしや玉のうてあも  
愚かで御座る餘所の見る目もいとほぬわれじやにお笑ひやるな名



たつる

のとあり然るに種彦が用捨箱には原武太夫三味線に巧みなりし士人なりが門弟が土手節の唱歌を三味線に合はせたるを聞きけるに洞房語國の歌は其三味線に合はざりし由を記るせり種彦が自から聞きし唱歌といふは其時三つの外傳はらずして一つは松の葉三の巻に收めたる三谷蹄りといふ騒々歌世にこゝにわれらしき云々の句にして他の二つは

おどつい面白かつたが今日はどこやら物淋しわたつみを呼にやらふかしゆすびインを招かう歎ずんどゆかしき物がある何が一口茄子に紅のついたをわいて来た何所へ船宿へわいてまた可藏智恵だす分別はない〜ねッからない〜おんじやりませうさあいよサ  
どかく戀路は氣がもめる  
ようべ色里ではやる小歌をあらふたあどさアさは覺になんだが中

の所は忘れたさアこそあるべけれどて書いて貰うたがそれさへ出口へわいて来た義理も諸分も此通りめんぼくあい〜ねんじやり  
まうさあいよサ

用捨箱には土手節と名はひとしくしてさま〜に歌ひしもの歎どの臆説を述べたれども思ふに種彦が聞きしは眞の土手節にはあらずして只一通りの小唄あらひか暫く疑を存して購者の歎を待たむのみ

〔補〕土手節より少しく後れて元録貞享の頃吉原に繼節といへるもの甚しく行はれ京都島原の投節、大坂新町の籠節と共に音曲の三名物と稱せられたり雑話聞見録(同しく用捨箱に引用す)に此唱歌を載す

ようべ色里ではやる小歌をならふたあど先きは覺えなんだが中のところは忘れたさこそあるべいとて書いて貰うたを土手へすどんどおどいた一口茄子の食ひさしに紅の付いたてを落



て来た、どこへ船宿へおいで来た、で、ぼどうぞ智恵だせ分別  
せいアノやつこ

此歌は前の土手節なりといへる二歌の句を混したるものに外あ  
らずされば繼節の名はこれより起りしあるべし

土手節の多くは待乳山の下に住みし尾高如醉齋が作なりとぞ  
通りん坊が廊内に入り来るや屐武人の強暴ある者に抗して廊中の累  
を除けりと雖も或は亦自から暴横を逞ふして妓樓を苦しめたり前に  
述べたる深見十左衛門が誤り證文とて吉原年中行事に記すものを見  
るに

一我等儀五町之内にて度々さはかせ其上夜前は酒にたへよひ其方  
之内へ長右衛門と申もの語らひ脇差を拔臺所迄切込申候に付町  
中出合急度□え可被仰上處に何れもを頼み様々詫言仕候處に  
御堪忍被成忝奉存候於以來貴殿え少も申分無御座候其上五町に

てさはかせ申間敷候爲後日證文如件

寛文十三年巳四月十五日

重左衛門花押  
小田原町  
長右衛門花押

請人  
四郎兵衛

同  
甚右衛門

同  
又兵衛

道安老人々

此小田原町長右衛門といふは飴棒あめぼうと呼びし俠者あり道安は三浦屋四  
郎左衛門刺髪後の名なり

貞享に至り盜賊奉行中山勘解由市中に令して任使の徒を禁し流竄に  
處せし者若干是より元祿の頃までは未だ町奴の遺風を残したれども  
日本堤上まだ土手節の聲を聞かず唐犬額六方詞は僅かに戯子の演す



る所とはありぬ

### 第三章 商賈

古より富商大賈のこゝに遊ぶ者少みからずと雖も未だ列侯士大夫の全盛あるに及ばず元祿の頃に至り銀座に三寶四寶とて鑄貨の事あり商賈の利を獲る事夥しきを以て此等の輩多くは花街に豪遊して千金一抛の歡を極めたり其時銀座には京坂より來りし者多く上方の風俗を其儘にして袖あくまで長く羽織のたけ短かきりしかば是を銀座風とて一般遊子の間に行はれたり此他銀座朱座魚市場青物市場藏前の札差などは金銀の融通よきまゝに花街の豪客として尊敬せられたり元祿以降貴紳の來り遊ぶ者稀なるに及び花柳の主權は全く富賈の手に落ち就中寶永正徳には紀伊國屋文左衛門奈良屋茂左衛門の二人あり共に此處に豪遊して謂はゆる大盡の隨一と稱せられたり紀文が父は紀州熊野の産にして江戸に出で、材木商を營みて一代に富をなし

本八丁堀三丁目の一町を舉つて其住宅とせしとあり紀文家を繼ぐに及び奢侈を好みて金銀を惜まらず毎日疊をさす者七八つゝを雇ひて客人の來る毎に新しき疊をしき替えしとぞ其性風流を嗜み文人墨客と携へて花街に流連するを常とし俳諧には榎本其角書には英一蝶書には佐々木文山など皆紀文が幫間たり特に其角には俳諧を學びて千山と號し自詠の俳句を類柑子其他の諸集に載せたり追儼の夜擲屋半四郎が方にて小粒金を詩き散らせし事月夜の宴に大なる饅頭を齎しめし事などは今も人口に膾炙して誰にもよく知られぬ斯の如く數年の遊蕩に産を破り正徳の頃より深川八幡の邊りに移りて世をわびしく暮らせしが其後淺草寺の境内慈昌院に引き込み此時は早や遺財も全くなしと聞えしに調度を運ぶ爲に十八日が程車を往通はせるにが人皆舌を吐きける其後新島越の春慶院に移り身ありもいよく見すばらしく破れたる紙衣に切れ舄履をはきて觀音に詣でけるを昔の事し



れる吉原の者あわれに思ひて新しき紳履を買て與ひければ押いたぶき懐より金一分を出して其者に遣はせしとす享保十九年四月廿九日に歿し深川靈巖寺境内淨等院に葬る

奈良茂も材木商にして父はもと微賤なる者なりしが不義の計らひによりて一代の分限となり靈岸島に住して奈良屋茂左衛門と稱せり二代目奈良茂に至り吉原の遊廓及び堺町萱屋町などの芝居に遊び財貨を抛ちて全盛の名を稱せられ紀文と互に相反目して豪奢を競ひたり一とせ京都に遊びたりし歸り途に三十一歳にて身まかりぬ弟安兵衛その遺業を襲きて三代目奈良茂となりしが遂に産を傾けて陋巷に窮死せりとぞ

其後明和安永天明に至り十八大通といふ者出で、遊子蕩客の巨魁と仰がれたり殘菜袋に十八大通の名を記すもの十六人即ち大黒屋秀民、村田屋帆船、松坂屋左達、太和屋文魚、大口屋曉翁、桂川周甫、祇園珉里、楳屋

萬山、下野屋祇園、大口屋稻有、同金翠、同有遊近江屋柳賀、平野屋魚交、大崎雄石、村田春海これあり又立川焉馬が白石噺に通人の名寄せありて上に記るす者の外、鯉屋鯉藤、扇屋墨河、尾張屋嘯柯および喜十六、川八龜、六洲來之、漁長、牧十、滑洲、眉目、千里、千局などの名あり十八大通といふは此等の中誰々なりしや明かに知れずと雖も文魚と曉翁との二人は十八大通の重立ちたる者なりしといへり文魚は藏前の札差にして通稱を山城屋太郎次と呼び或る日十八大通の會合に文魚白銀の針金にて髪を結びて出てしを同僚の者之を見て文魚が銀の元結も今日一日の晴ならむのみと譏りければ文魚は此後平日も銀の針金にて髪を結ひけるとす曉翁も藏前の札差にして大口屋治兵衛といへり初めは曉雨と稱しました十曉ともいへり年若き内に退隠して曉翁と改ため年老ゆるまで盛名を落さかりき曉翁が八十歳の頃なりけむ町家にて争ひ事ありしが相手は鳶の者の逞ましき男なりければ中々諸人の手にあはで



殆んど困むけり曉雨此よしを聞いて其處に來りさま其男を捻伏せて事あく縛しめぬ斯はがり強の者を老人の力にて取押ひ玉ひし事感するに堪えたりと或人曉雨にいひければ曉雨は答ひていふ様否とよ吾かの争の起りを聞きしに一星金を借らまほしく思ひて貸さしりしよりの事なりしといへりされば吾彼者の手を捕ひし時窃かに五金を持添えしめて捻伏せたらば彼者遂に抗かふ事なかりきと此事は甲子夜話に載せたり編者思ふに彼の馬文耕が武野俗談及び原武大夫か作と聞えたる吉原雑話に曉雨が暴徒を懲らしめたる事をしてさも武勇の男らしくいへるは恐らくは此話を張大せしなるべし有遊有稻金翠はみな曉翁が一族にして同じく大口屋と呼べり金翠が通稱は平十郎とて天王町代地の札差なりき橋場の邊りに別荘を設けて分に過ぎたる驕りを盡せしかば其事官に聞こえて邸宅悉く沒收せられ入札にて他人に拂下げられぬ其價四千七百兩ありしとす其後小梅村

の狸庵といふに隠居し文化の初年に身まかりしぬ稻有が通稱は平兵衛といへり大文字屋の遊女一もとを購ひて妾とし退隠して茶人となりしが中ころ再び家を繼いで豪遊をやめざりければ遂に家財を盡くして房州の片田舎に住みたり金翠は八兵衛と稱し常に淺黄無垢に綾の丸ぐけ帯をつけ金製の煙管を用ひぬ寶曆六年四月中村座に於て戯子澤村宗十郎が總角助六の狂言にて髯意休を演せしとき藏前の富商は助六を扮せし市川團十郎に衣類など送りしに獨り金翠は宗十郎に自家の定紋鳩八を付けたる衣類を送りて世の笑草となりぬ金翠が其頃吉原にて狎れし游女の名を總角といひけるより助六を忌みて斯くは物せなりしとす此他上に述べたる人名の中にて墨河と秀民は妓樓の主人にして特に墨河が事は第二篇に載せたり周甫は戯作者森羅萬象が兄あり春海は本居宣長か高弟にして終に和學の大家となりぬ其頃の戯作者山東京傳の如き田螺金魚の如きは皆十八大通の麒毛に



付いて宴樂を恣にしたり特に金魚は此輩に阿る事甚しく安永七年の春自から十八大通百手枕と題する小冊を著はして此輩の虚名を歌ひたり其中に十八大通のさまを記して曰く

刷毛先き細くです入らずの本田くづし水髪にさつと結ばせ月代はそりたてをいみます額は三分ほど抜き上げ中剃りもぐつと大きく(中略)小袖の編うすく袖口はそくゆきは長く紋はほそ輪にして少く襦袢は五分長着丈けは長くしてくるぼしの見へぬをよしとすふきは五分なり云々(此頃は一寸ぶきを通例とせり)

また翌安永八年懸川春町か作なる十八大通無頼通説法に

本田あまたる銀させる南京がけ黒仕立その外いきな三衣を着し云々

此の外其の頃大通のさまを記るすもの明和開板の游子方言を始めとして夥多の洒落本に殆んど其大概を盡くし彼の風來が世を罵るの筆

もまた蛇蛻膏大通と題して文魚を崇拜したるの著作あるに至れり前に述べたるが如く十八大通の扮装は本田の結髪に銀させる薄綿の小袖を三枚累ねにして襟敷の多きに誇り染色は黒さを帯び衣物は長く羽織は短く身幅廣く袖口狭くこれを藏前風と稱して浮華なる市井の少年をして靡然として此風に倣はしめたり晝は萱屋町三座の芝居に遊びうかれ夜は吉原深川に戯むれあるき傍ら俳諧音曲に従事して互に俳號を呼びかえて之を表徳といひ彼處此處に會合を催ふして風流の虚に誇り歌は河東節の一派を喜びて其他は野暮なりと貶し只管豪奢を盡くして家道の衰ふる事を顧みざりき

〔補〕かの銀座者が花街にはびこりて銀座風などいはれたる亦寛文頃より都古路風といふもの蕩子の間に行はれにき此は豊後節といへる俗曲の大夫宮古路豊後が京都より來りて江戸に此まで來りし半大夫河東などを壓倒せし時市井の徒が豊後節の太夫



の様をまねて髪は巻髪にして塗下駄を穿ち對の羽折小袖の丈け  
長きを着け羽織の紐は帶の下にまで垂れて小さく結び腰刀は落  
とし挿し懐手にてひしやらとしたる風俗ありしが藏前風の起る  
前に廢れたり

斯くの如く一代の妖風を起こしたる十八大通も貧に倒れ老に死し僅  
かに本田頭と銀煙管との風ばかりは後世子弟に傳はりて蕩子の爲に  
尙ばれたれども豪客隊をゐし花街に横行する事は全く絶はにき次い  
て寛政の新政となり天保の革命とあり加之内外國事の多端なるに及  
びて一人の能く産を傾けて豪名を銜はじとするなかりしが獨り天保  
に津國屋藤兵衛ありて今紀文と號し古の大盡大通の爲す所を學びて  
一世の人を驚かしめたり

津藤に二代ありて共に其の名高し父の津藤は俳名を仙塙といひ戯作  
者に爲永春水浮世畫師に魚屋北溪幫間に櫻川善孝などを伴ひて吉

原深川新宿品川の狹斜に遊び或は劇場に入りて俳優を茶亭に招ねき  
一抛千金の豪奢を盡したり春水が梅曆に記るしたる千葉藤兵衛は全  
くこの津藤に擬せしなりとぞ自からも津の國名所と題せし小冊を綴  
り常に親しくする所の幫間藝人の輩を山川景勝に比らへ北溪の畫を  
挿みて人々に配りたり又女郎買指南の報條を著はして梓に上げせし  
に忌諱に觸れて殆んど罪を得んとしたりければ此後身を謹みて専ら  
貨殖に身を委ねしとぞ其子家をついで亦津藤と呼び香以と雅號す父  
に劣らざる大氣活潑の人にして財貨を散するを吝まらず游民の徒これ  
が爲に潤ふ者甚だ多し今代の團十郎また大に其眷遇を受けたりしと  
ぞ晩年産を傾けて家に安んずること能はず親戚に養はれて明治三年  
の秋身まかりぬ香以また文事に疎からず放吟する所の句甚だ多きか  
中に

冬枯れて居たは貴様か梅の花



胼を泣く禿痛はるかむろかな  
傘桶にしぼる櫻のにはひかな

辭世は

己れにも倦いての上か破芭蕉

香以か逸事は一とせ假名垣魯文翁の筆に上りて世に梓行せられたる  
ことあれば詳しくはここに述べず香以既に家道衰ひし時是をそしり  
たる川柳に

本物の豆ばかり時く今紀文

とて其頃暄しく世に傳はれり以て一時名の高かりしを知るべし  
此他江戸三百年の間に通士粹客と稱せられたる者爰に枚舉するに遑  
あらずと雖ども僅々たるこの小冊子に書き盡さむは難かり尙ほ漏れ  
たる者略したるものは編者別に一篇の通人傳として世に公にすべし  
鑄鉄の利にたも汲々としたる俗界の間に超然として冷やかに人生を

弄し去りたる此等エピキュラス的の快男兒が性行に就ひて仔細に觀  
察せば或は得る所少なからむか



大盡は二代續かず。また一期買通せし者なしと。昨日は揚屋の二階に寛々として幫間末社に無理酒を強ひ其下物にとて銀の匕に大粒小粒一掬ひづく取らせ大々盡も今日は棟割の長屋に茫々として米屋薪屋に不義理を詫ひ粉煙草一掬ひにあらはれや袂屑さへ交りてキナ臭きに昔の伽羅の移り香をおもふ。榮枯眼前盛衰瞬間。金銀の息虹の如くに立昇る外は。粹も不粹もあつたものにあらず。編者の微意は其所等にあらん。游客の豪興を記するものは後の阿房の鑑なり。昔名妓あり粹の定義を下して曰く「此廓に到らぬ者こそ真の粹なれ」と我輩もとより玉關の門外漢

瑤臺を遙に望んで十二階の孫彦とおもふのみ此通書に一筆を加ふべきにあらねど。其名妓を方人にして天下の真粹を氣取。みづから野暮を吹聴すること爾り

饗庭篁村



明治廿七年四月十日印刷  
明治廿七年四月十三日發行

正價金貳拾錢

版權  
所有

著作者

關根金四郎

東京府北豐島郡日暮里村百四拾三番地字貝塚

發行者

弦卷彥之丞

東京市神田區表神保町貳番地

印刷者

熊田宜遜

東京市神田區錦町三丁目廿五番地藤田活版所

發兌書肆

六合館弦卷書店

東京市神田區表神保町貳番地



# 大賣捌所

東京市日本橋區通四丁目角

春陽堂書店

同 日本橋區通一丁目

大倉書店

同 京橋區南傳馬町三丁目

目黒書店

同 京橋區尾張町四丁目

東海堂書店

同 神田區表神保町三番地

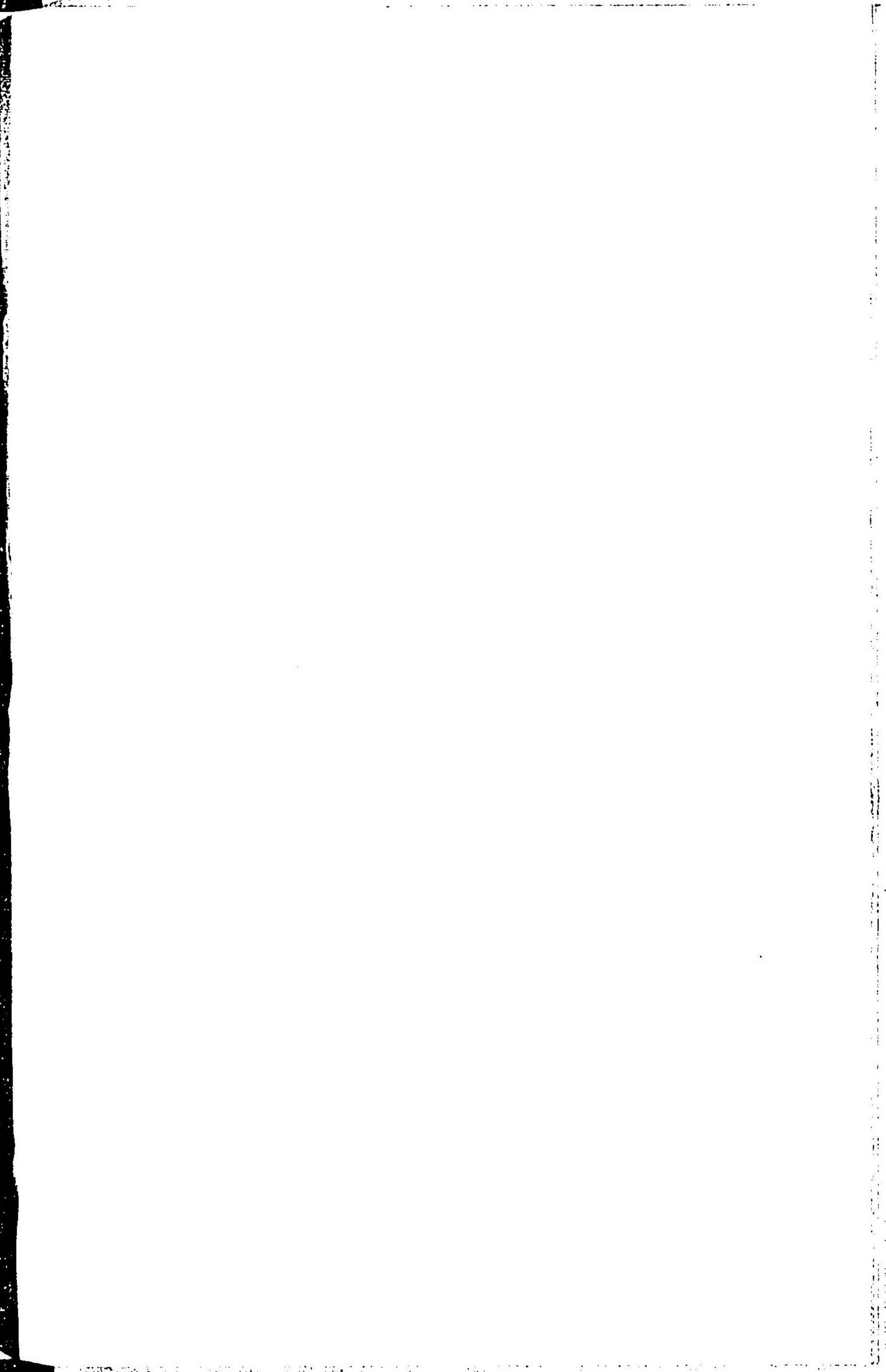
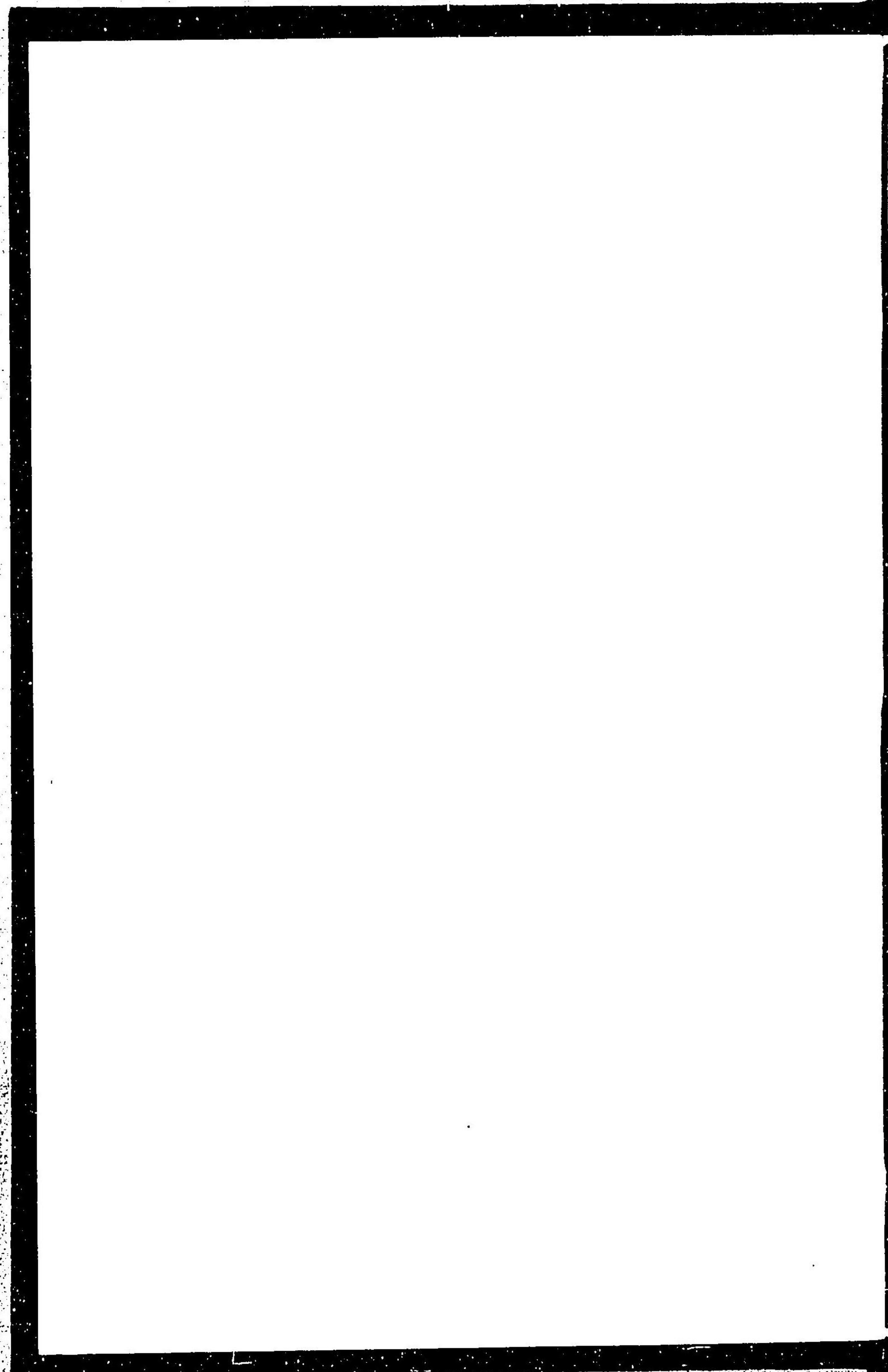
東京堂書店



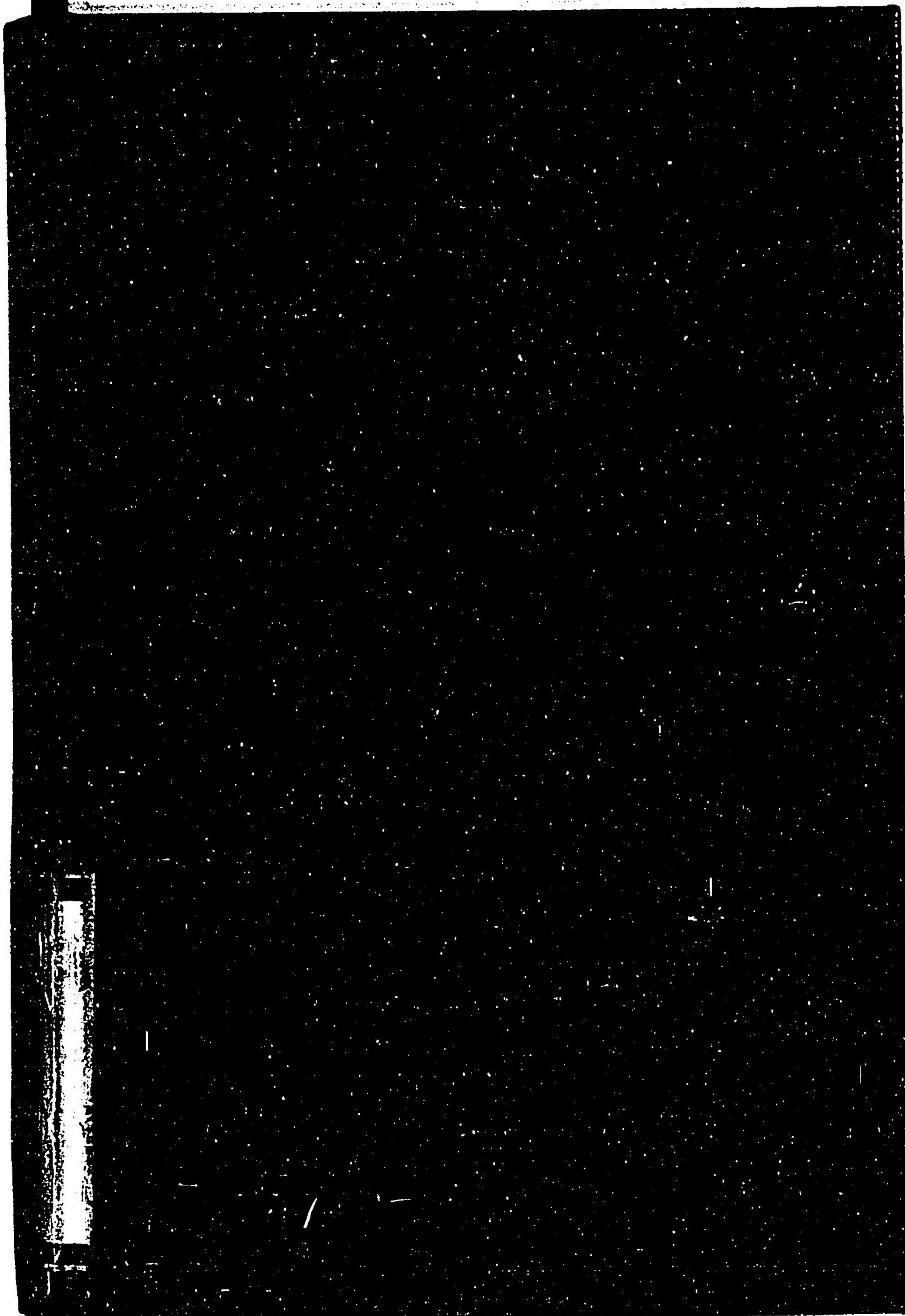
10V-19













384.91

Se154e



